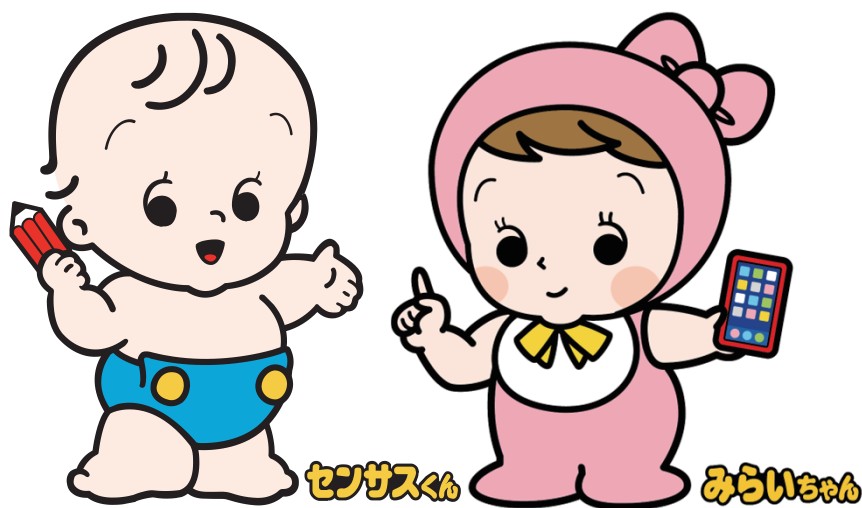


令和7年国勢調査 ガイドブック

総務省





国勢調査 2025

令和7年国勢調査ロゴマーク

「数ある調査の中でも最も大規模かつ重要」であることを「最高峰の調査」と位置づけ、日本で最も標高の高い富士山をモチーフにしています。

日本に住む多くの「人」が対象である国勢調査であることから、富士山は「人」という漢字を重ねて表現しています。

まえがき

この本は、国勢調査の基本的な内容を取りまとめた解説書として、実務担当者の方に理解を深めていただくことを目的として作成したものです。

本年10月1日を期して行われる国勢調査は、大正9年（1920年）の第1回調査から105年を数え、22回目に当たります。この間、国勢調査は、国民の御理解と御支援のもと、日本の国と地域の実情を表す様々な統計データを社会に提供してきました。

しかし、近年、国民の生活様式やプライバシー意識の変化などに伴い、国勢調査の実施は困難さを増しており、正確な統計を作成するには今まで以上に工夫と努力が必要となっています。国勢調査は、国民自身が日本の国の姿を正しく理解し、未来を考えるための統計データを得るために欠かせないものです。正確な調査結果を得るためには、日本に住む全ての人に漏れなく正確な回答をしていただくことが必要です。

この本を通じて、国勢調査の意義・役割などについて理解を深めていただき、それぞれのお立場から各方面の方々に国勢調査への理解や支援の輪を広めていただきますようお願い申し上げます。

総務省統計局

目 次

I 国勢調査とは？

1 国勢調査の目的・意義とは	1
(1) 国勢調査の目的	1
(2) 国勢調査の基本的役割	1
ア 国家運営の基礎を成す情報基盤	1
イ 社会経済の発展を支える情報基盤	1
ウ 公的統計の作成・推計のための情報基盤	2
(3) 令和7年国勢調査の主な取組ポイント	2
ア 簡単・便利なインターネット回答の積極的推進	2
イ 広報・協力依頼の充実・強化	2
2 統計法に基づく調査です	3
(1) 国勢調査の法的根拠	3
(2) 国勢調査の法体系	3
(3) 個人情報保護	4
(4) 報告義務	7
3 結果は広く活用されています	8
(1) 衆議院議員選挙区の改定における利用	8
(2) 地方交付税の算定基準	9
(3) 市、指定都市等の要件	9
(4) 都市計画の策定	9
(5) 過疎地域の要件	10
(6) 無人航空機の飛行の許可が必要となる空域の要件	10
(7) 行政施策への利用	10
ア 少子高齢社会に対応した政策のために	10
イ 経済政策の策定のために	11
ウ 住みよい街づくりのために	11
エ 防災計画の策定のために	12
オ 現在人口や将来人口の推計、人口分析など学術研究での利用	12
4 結果は速やかに公表されます	13
(1) 調査結果の第一報は調査の7か月後の速報人口	13
(2) 確定人口は11か月後に公表	13

II 国勢調査はどのような方法で行われますか？

1 国一都道府県一市区町村が連携して行います	15
(1) 調査の期日	15
(2) 調査の対象	16
(3) 調査の流れ	17
(4) 調査票	17

(5) 国勢調査指導員	20
(6) 国勢調査員	21
2 調査方法について	22
(1) 調査書類の配布、調査票の提出方法	22
(2) 調査方法に係る新たな取組	22
ア 増加する外国人世帯への対応	22
イ 郵送配布方式の試行導入	23
3 調査の場所	23
(1) 学校の学生寮・寄宿舎などから通学している学生・生徒	23
(2) 出張、出稼ぎ、旅行などで一時的に自宅を離れている人	23
(3) 定まった住居のない人	23
(4) 陸上にふだん住んでいる住居のない人	24
(5) 病院の入院患者	24
4 調査の実施区域	24
(1) 国勢調査調査区	24
(2) 基本単位区	25

Ⅲ どのような事項を調べるのですか？

(1) 氏名	27
(2) 男女の別	27
(3) 出生の年月	27
(4) 世帯主との続き柄	27
(5) 配偶の関係	28
(6) 国籍	28
(7) 現在の住居における居住期間	28
(8) 5年前の住居の所在地	29
(9) 就業状態	29
(10) 従業地又は通学地	29
(11) 従業上の地位	30
(12) 所属の事業所の名称及び事業の種類（産業）	30
(13) 仕事の種類（職業）	31
(14) 世帯の種類	31
(15) 世帯員の数	32
(16) 住居の種類	32
(17) 住宅の建て方	32

Ⅳ 国勢調査でわかること

1 人口の変遷と年齢別人口	35
(1) 我が国の人口の推移	35

ア	日本の総人口及び増減率	35
イ	人口ピラミッド	36
ウ	年齢（3区分）別人口割合	37
(2)	世界の中の我が国の人口	38
ア	世界の人口上位15か国（2020年）	38
イ	諸外国の65歳以上人口割合	39
(3)	都道府県の人口	40
ア	都道府県別人口（2020年）	40
イ	都道府県別人口増減率	41
ウ	都道府県、年齢（3区分）別人口割合（2020年）	42
2	世帯数と世帯規模	44
(1)	世帯の家族類型別一般世帯数の推移	44
(2)	世帯人員別一般世帯数	45
3	配偶関係	46
4	労働力状態と産業・職業	47
(1)	労働力状態	47
ア	男女、年齢（5歳階級）別労働力率	47
イ	男女、年齢（5歳階級）別労働力率の国際比較	48
(2)	就業者の産業（3部門）別割合	50
(3)	男女、職業（大分類）別就業者数	51
5	外国人人口	52
6	従業地・通学地別人口	53
7	移動人口	54

V 国勢調査アラカルト

1	諸外国の国勢調査	55
(1)	人口センサスの歴史	55
(2)	近代人口センサスの幕開け	55
(3)	人口・住宅センサスに関する国際基準	56
(4)	国際連合の世界人口・住宅センサス計画	57
2	国勢調査こぼれ話	59
(1)	「国勢調査」の名前はいつできた？	59
(2)	「国勢」とはどんな意味？	60
(3)	「国勢調査」の始まりは？	61
ア	「国勢調査ニ関スル法律」の制定（1902年（明治35年））	61
イ	第1回は1920年（大正9年）－国を挙げての大事業－	61
ウ	調査は5年ごとに実施	63
(4)	日本のヘソ（人口重心）は、どこ？	64
(5)	夜間人口と昼間人口	65

● 国勢調査の調査事項の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・	67
● 国勢調査が行われた年のビッグニュース・・・・・・・・	73
● 国勢調査の名前にちなんで・・・・・・・・・・・・・・・・	79
● 令和7年国勢調査実施計画の策定の経緯・・・・・・・・	80
● 令和7年国勢調査 調査啓発用ポスター・・・・・・・・	82

センサスくん、みらいちゃんは総務省統計局が実施するさまざまな調査を応援するイメージキャラクターとしても活躍しています。

＜センサスくん＞



センサスくんは、国勢調査が赤ちゃんからお年寄りまで一人の漏れもなく調査しなければならないことから、未来の時代を担う赤ちゃんをイメージキャラクターとして、平成2年国勢調査で誕生しました。

なお、「センサスくん」の名前の由来は、国勢調査を表す人口センサスからきています。

＜みらいちゃん＞



みらいちゃんは、インターネットによる回答を促進するための新たなイメージキャラクターとして、平成27年国勢調査で誕生しました。

I 国勢調査とは？

1 国勢調査の目的・意義とは

(1) 国勢調査の目的

国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も重要な統計調査で、日本国内に住んでいる全ての人及び世帯を対象として5年ごとに行われます。令和7年（2025年）に行われる調査は、大正9年（1920年）を第1回として22回目に当たります。

国勢調査では、10月1日現在、日本国内にふだん住んでいる全ての人を、ふだん住んでいる場所で調査を行います。このため、日本に住んでいる外国人も、調査の対象となります。

国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体における各種の行政施策を立案するための基礎資料として用いられることはもとより、国民の共有財産として、研究・教育活動、経済活動など幅広い分野で利用されます。

(2) 国勢調査の基本的役割

ア 国家運営の基礎を成す情報基盤

国勢調査の結果は、民主主義の基本である衆議院議員小選挙区の改定のほか、市、指定都市、中核市となるための要件、地方交付税の算定、政党交付金の算定など、多くの法令にその利用が規定されています。また、少子・高齢化関連施策、医療・福祉施策、産業振興、雇用対策、防災計画など、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料として幅広く活用されています。

このように、国勢調査は、我が国の国家運営の基礎を成す情報基盤としての役割を担い、近年は特に、E B P M（証拠に基づく政策立案）の考え方の普及に伴い、その意義はより高まっています。

イ 社会経済の発展を支える情報基盤

国勢調査の結果は、人口学、地理学、経済学、社会学など、大学や研究機関の学術研究において幅広く活用されているほか、産業界では製品・サービスの需要予測、店舗や工場の立地計画など、多くの企業で市場分析、経営戦略の策定に利用されています。

このように、国勢調査は、国民、企業、団体等が、我が国の現

状を正しく理解し利用するための基本的な統計情報を提供するものであり、社会経済の発展を支える情報基盤としての役割を担うものです。

ウ 公的統計の作成・推計のための情報基盤

国勢調査の結果は、労働力調査、住宅・土地統計調査、全国家計構造調査など、人又は世帯を対象に行う標本調査の標本設計及び抽出作業に必要であるほか、現在及び将来の人口推計、完全生命表の作成、国民経済計算など、多くの公的統計の推計に用いる基準人口を提供しており、公的統計の作成に欠かすことができません。

このように、国勢調査は、我が国の公的統計の中核であり、公的統計の作成・推計のための情報基盤としての役割を担っています。

(3) 令和7年国勢調査の主な取組ポイント

ア 簡単・便利なインターネット回答の積極的推進

令和7年国勢調査においては、

- ・調査書類のデザインや記載内容の工夫によるインターネット回答への誘導
- ・QRコード読み取りによるログインID・アクセスキーが自動入力される仕組み
- ・外国人に向けた多言語（7言語）対応の電子調査票
- ・音声読み上げソフトに対応した目の不自由な方専用の電子調査票の構築
- ・PCやスマートフォンの操作に不慣れな世帯に対して、郵便局等を活用したインターネット回答支援ブースの設置

などの取組により、簡単・便利なインターネット回答を積極的に促進し、インターネット回答率5割を目指します。

イ 広報・協力依頼の充実・強化

- ・2か年契約の広報総合企画により、調査前年からシームレスで一貫性のある効果的な広報を展開
- ・郵便局員等の調査員への参加を促し、地域密着の調査を実施
- ・国勢調査を御支援いただくサポーター企業・団体と連携し、官民一体の協力体制を強化

などの取組により、調査員募集や広報・協力依頼の充実・強化を図ります。

2 統計法に基づく調査です

(1) 国勢調査の法的根拠

国勢調査は、国の統計に関する基本的な法律である「統計法」（平成19年法律第53号）第5条の規定に基づいて行われます。具体的には、総務大臣が国勢調査を行い、これに基づく統計（国勢統計）を作成しなければならないこととされています。国勢統計の作成が統計法によって義務付けられているのは、

- ① 国勢調査は我が国に居住する全ての人及び世帯を対象とする唯一の全数調査であること
- ② 国勢調査により、最も基本的な統計として多種多様な統計データが提供され、各種法令においてその利用が明記されていること
- ③ 将来推計人口を始めとする他の重要な統計を作成するための基準として利用されていること

などから、行政機関が作成する統計の中でもその重要性が際立って高いためです。

(2) 国勢調査の法体系

国勢調査の実施に関する調査方法や調査事項などの基本的な事項は、統計法の下に「国勢調査令」（昭和55年政令第98号）において定められ、また、調査票の様式などの細則的な事項は「国勢調査施行規則」（昭和55年総理府令第21号）において定められています。

また、国勢調査の実施上の単位となる地域（「調査区」といいます）に関する調査区の設定の基準などの細則的な事項が「国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令」（昭和59年総理府令第24号）において定められています。

統計法（平成19年法律第53号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第5条第1項に規定する国勢統計

二・三 （略）

5 （略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7～12 （略）

（国勢統計）

第5条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

（3）個人情報の保護

国勢調査実施の根拠法である「統計法」では、調査を実施する者には調査票情報の適正管理が義務付けられ（第39条）、また、調査に従事する者には守秘義務が課せられており（第41条）、これに違反した場合には罰則が設けられています（第57条第1項第2号）。この守秘義務と罰則は、過去に調査に従事していた者に対しても適用されます。



このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して厳しい守秘義務と罰則が設けられているのは、調査対象となる人に、調査事項について漏れなく正確に、安心して回答してもらうためです。

このような守秘義務を徹底するために、国勢調査では業務のあらゆる段階で秘密保護の措置を講じています。まず、国勢調査員に対しては、これまでの国勢調査でも、「調査で知り得た世帯のことは、絶対にほかの人に話さない」、「世帯が封をして提出した封筒は絶対に開けない」、「調査書類はほかの人の目に触れることのないよう厳重に管理する」といった基本を徹底しており、このことは、今回の国勢調査でも同様です。

調査票は、市区町村で整理され、内容の検査が行われた後、都道府県を経由して、集計を担当する独立行政法人統計センター（以下「統計センター」といいます。）に集められます。この間、都道府県・市区町村においては、調査票を厳重に管理し、輸送の際にも調査票の保護に万全を期します。

統計センターでは、厳格な入退室管理が行われている環境の下で、調査票から統計を作成する集計処理を行います。統計センターに集められた調査票は、機械で読み取られた後、厳重に管理された調査票保管庫で所定の期間保管され、その後溶解されます。その間、調査票が許可なく持ち出されることは一切ありません。また、機械で読み取られた調査票の記入内容は、電磁的記録で保管され、漏えいの起こらないよう厳格な管理が行われています。さらに、集計に用いる統計センターのコンピューターシステムは、外部の回線とは一切接続されておらず、不正アクセスが物理的に不可能な仕組みとなっています。このほか、統計センターでは、情報セキュリティ管理の国際標準資格を取得するなど、組織を挙げた管理の徹底に努めています。

統計法（平成19年法律第53号）（抜粋）

（調査票情報等の適正な管理）

第39条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、第27条第1項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報（当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るものを除く。）、第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第35条第1項の規定により作成した匿名データ
- 二 指定地方公共団体の長その他の執行機関 当該指定地方公共団体が行った統計調査に係る調査票情報及び第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報
- 三 地方公共団体の長その他の執行機関（前号に掲げる者を除く。） 第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

四・五（略）

- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（守秘義務）

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第39条第1項第1号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 二 第39条第1項第2号又は第3号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 三 第39条第1項第4号又は第5号に定める情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者 当該情報を取り扱う業務
- 四 行政機関等から前3号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 五 地方公共団体が第16条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の

取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

- 六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

第7章 罰則

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 (略)

2 (略)

(4) 報告義務

国勢調査を実施し正確な統計を得るためには、全ての世帯に正確に回答してもらう必要があります。国勢調査において正確な回答が得られなかった場合、この回答によって作成する統計が不正確なものとなってしまいます。そのようなことになれば、国勢調査の結果を用いて立案・実施される様々な施策や計画が誤った方向に向かったり、行政の公平性や効率性が失われたりすることになります。このため、国勢調査では、全ての方に必ず回答していただくこととしています。

国の重要な統計調査（基幹統計調査）については、「統計法」において、調査対象者には報告義務が課せられ（第13条）、報告を拒んだり虚偽の報告をしったりした場合の罰則も規定されています（第61条第1号）。

国勢調査は、基幹統計調査として行われるものであり、日本に住む全ての人に報告義務があります。正確な統計に基づいて、公正で効率的な業務を行うためには、日本に住む全ての人からの漏れのない正確な回答が必要です。このため、国勢調査では、全てのみなさまに必ず回答していただくこととしています。

統計法（平成19年法律第53号）（抜粋）

（報告義務）

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第1項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

第7章 罰則

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）

二・三 （略）

3 結果は広く活用されています

(1) 衆議院議員選挙区の改定における利用

衆議院議員選挙区の改定には、国勢調査の人口を用いることとされています。

具体的には、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）において、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする」（第2条）こととされています。

この改定案の作成は、国勢調査の結果を用いることとされており、「改定案の作成は、各選挙区の人口（最近の国勢調査（統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」（第3条第1項）こととされています。

(2) 地方交付税の算定基準

現在、ほとんどの都道府県や市町村が、国から地方交付税の交付を受けています。

この交付額は、各自治体の間の財政のバランスをとり、自主的で計画的な行政を運営するために大きな役割を果たしています。

この交付額を算定するに当たり、地方交付税法（昭和25年法律第211号）において、「測定単位の数値は（中略）総務省令の定めるところにより算定する」（第12条第3項）こととされており、その中の「人口」、「都市計画区域における人口」、「町村部人口」、「市部人口」、「18歳以下人口」、「65歳以上人口」、「75歳以上人口」、「林業及び水産業の従業者数」、「世帯数」等は最近の国勢調査の結果を用いることとされています。

(3) 市、指定都市等の要件

地方自治法（昭和22年法律第67号）では、市や指定都市等となるための要件の一つとして人口規模が次のとおり定められており、その人口は国勢調査の結果によることとされています。

① 市となるための要件（第8条第1項第1号）

人口5万以上を有すること

② 指定都市の要件（第252条の19第1項）

政令で指定する人口50万以上の市

③ 中核市の要件（第252条の22第1項）

政令で指定する人口20万以上の市

(4) 都市計画の策定

都市計画法（昭和43年法律第100号）では、都市計画の策定に国勢調査の結果を用いることとされています。具体的には「都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み（中略）一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする」（第5条）こととされています。

そして、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）により、「人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による」（第41条）こととされています。



(5) 過疎地域の要件

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）では、過疎地域の該当要件の一つとして、国勢調査の結果による市区町村人口の減少率が用いられています（第2条）。

(6) 無人航空機の飛行の許可が必要となる空域の要件

航空法（昭和27年法律第231号）では、無人航空機（ドローン）の飛行の禁止空域として「国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空」（第132条の85第1項第2号）と定めています。

そして、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）により、「人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区」（第236条の72）とすることとされています。

(7) 行政施策への利用

ア 少子高齢社会に対応した政策のために

私たちが、毎日、安心して暮らしていけるように、国や地方公共団体では、高齢者福祉、児童福祉、母子福祉など、いろいろな福祉政策が進められています。我が国の人口の構造をみると、今後、さらに高齢化していくことは避けられない状況にあることから、高齢者の福祉政策の必要性は、ますます



大きく見込まれています。高齢者の生きがい、ひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者など、高齢者福祉については、その対策が急がれており、国や地方公共団体で取組に力を入れています。

国勢調査からは、ひとり暮らしの高齢者の数や高齢者のいる世帯数など、高齢者の暮らしぶりやその数を表す統計が得られ、各種高齢者施策を立案するための基礎資料として、国や地方公共団体でも広く活用されています。

社会福祉におけるもう一つの重要な課題は、児童福祉や母子福祉があげられます。地方公共団体が行っている児童福祉や母子福祉施策をみると、人口増加地域では保育所の整備・充実のほか、

児童公園や母子生活支援施設の建設なども欠かせないものとなっています。

国勢調査は、このような各種施策の基礎資料となる高齢者のいる世帯や母子世帯などの数を、地域別に提供しています。

イ 経済政策の策定のために

我が国の経済は、戦後の急速な工業化や近年のサービス経済化など、常に変化し続けており、これらの変化は、私たちの暮らしにも大きく影響しています。そのため、国や地方公共団体、企業や団体なども、このような変化に対応して労働力の確保、女性や高齢者の就業支援などの雇用環境整備を行うことが欠かせないものとなっています。

国勢調査から得られる男女・年齢別の就業者数、産業別・職業別の就業者数などの統計は、経済変化に迅速に対応する各種の経済政策の策定のために欠くことのできない資料として利用されます。

ウ 住みよい街づくりのために

どのようにして住民の住みよい環境を整備・拡充していくかは、各地方公共団体にとって大きな課題です。そのために、

① 現在の状況の正確な把握と分析

② 長期にわたる予測と展望

が必要不可欠です。

人間が生活する上で満足できる生活環境には、自然、人口、産業、財政、社会保障、教育、文化、保険、安全性、利便性などが調和を保ちながら一定の水準にあることが必要です。



国勢調査は、人口密度、昼間人口・夜間人口、年少人口、高齢者数、産業別就業者数などの地域の基礎となる統計を提供しますが、市区町村ごとの結果だけでなく、更に小さな地域についても精度の高い統計が得られることから、地域の生活環境などを整備していくための基礎資料として欠くことのできないものとなっています。また、近年、環境問題への関心が高まり、この観点からも各地で住みよい街づくりに向けた取組が進められています。

これらの取組については、地方公共団体あるいは地域の住民が主な担い手となっており、その活動は、河川の浄化、清掃、街並

みの整備、道路や広場などの緑化、郷土の森林の整備など広い範囲にわたっています。このような活動のための最も基本となる資料は、地域別の人口です。国勢調査で得られる小さな地域ごとの人口、世帯数に関する統計は、このような環境整備のために欠かせない基礎資料となっています。

エ 防災計画の策定のために

地震、火災、洪水、津波などの災害は多くの人命や社会生活に被害をもたらします。狭い国土に多くの人口を抱えている日本において、防災対策は避けて通れない問題です。



防災対策でまず必要なことは、対象となる地域の状況の正確な把握です。被害の大きさは、人口、人口密度、あるいは災害の起こる時刻によっても、大きく異なってきます。特に、昼と夜の人口が著しく異なる都市部においては、災害の発生が昼間、夜間のいずれであっても十分に対応できるよう、防災のための設備と機能を備えなければなりません。

このための基礎資料として、国勢調査で得られる人口、人口密度、人口分布のほか、通勤・通学に伴う人口の流れとその数が把握できる昼間人口に関する結果などが使われます。

オ 現在人口や将来人口の推計、人口分析など学術研究での利用

「人口推計」（総務省統計局）によると、我が国の人口は2024年（令和6年）10月1日現在で1億2379万人となり、令和2年国勢調査と比べ約236万人の減少となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（2023年（令和5年）4月推計：出生中位・死亡中位推計値）によると、総人口は、2031年（令和13年）には1億2000万人を割って、1億1900万人台、2056年（令和38年）には1億人を割って9900万人台になると見込まれています。このうち、65歳以上の人口は、2032年（令和14年）には3700万人台（31.2%）となり、2036年（令和18年）に3800万人台（32.8%）になると推計されています。この現在人口や将来人口の推計は、国勢調査の年齢別人口が基になっています。

さらに、平均寿命などの算定に用いる生命表の計算も、国勢調査による年齢別人口に基づいており、この生命表は、生命保険の掛金の算定にも利用されています。出生率や死亡率等を計算するための分母人口は、国勢調査の結果を基にして得られたものです。

このほかにも、国勢調査から得られた結果は、人口学、社会学、経済学、地理学などの学術研究はもちろんのこと、会社や団体などにおいても、製品・サービスの開発や需要予測、店舗の立地計画などのために使われています。



4 結果は速やかに公表されます

令和7年国勢調査では、約1億2600万人、約5500万世帯分の調査票が総務省統計局に送られて来ることが予想されます。この膨大な調査票を集計するには長期間を要しますが、集計結果を1日でも早く行政施策や学術研究の利用に供するため、集計事務を幾つかの段階に分けることなどによって、効率化を図ることとしています。

(1) 調査結果の第一報は調査の7か月後の速報人口

国勢調査では、人口を漏れなく把握し、その結果を迅速に提供することが基本です。そこで、膨大な調査票の集計に入る前に、市区町村ごとに作成された要計表（調査区ごとの人口と世帯数を取りまとめたもの）に基づき「人口速報集計」を行い、調査結果の第一報として、実地調査の約7か月後の令和8年5月までに男女別人口及び世帯数を公表します。また、この速報人口は官報にも公示します。

(2) 確定人口は11か月後に公表

全ての調査票を用いて集計した人口・世帯数の確定結果並びに人口の男女・年齢・配偶関係などの基本的事項及び外国人、高齢者世帯等に関する事項については、令和8年9月までに公表します。

その後、人口の転出入状況、就業状態、従業地・通学地による人口などを順次公表します。

令和 7 年国勢調査の集計体系及び結果の公表予定

集計区分		集 計 内 容	全国結果の 公表予定
速 報 集 計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	令和 8 年 5 月まで
基 本 集 計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果	令和 8 年 9 月まで
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	令和 9 年 3 月まで
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	令和 9 年 11 月まで
従 業 地 ・ 通 学 地 集 計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	令和 9 年 5 月まで
人 口 移 動 集 計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	令和 8 年 12 月まで
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	令和 9 年 6 月まで
小 地 域 集 計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5 年前の常住地に関する基本的な事項の結果	

Ⅱ 国勢調査はどのような方法で行われますか？

1 国一都道府県一市区町村が連携して行います

(1) 調査の期日

国勢調査は、10月1日午前零時現在の状況について調査することとしており、調査の事務は9月中旬から10月下旬にかけて行われます。9月下旬には、総務大臣が任命した国勢調査員が日本国内の全ての世帯を訪問して、インターネットで回答するためのログインID、アクセスキーと紙の調査票を配布します。インターネットで回答する世帯では、9月下旬から先行して回答することができます。紙の調査票で回答する世帯では、記入した調査票を10月上旬に提出することになっています。

ちなみに、国勢調査が大正9年の第1回調査以来、10月1日午前零時現在で行われているのは、次のような理由からです。

ア 調査活動に適した時期であること

国勢調査では、極めて多数の国勢調査員が同時に活動することから、国勢調査員の活動のしやすい時期に調査を行う必要があります。炎天下となる夏季や、積雪や寒さの厳しい冬季に調査を行う場合、国勢調査員の疲労や負担が大きくなることから、この時期は避ける必要があります。すなわち、気候の温暖な春ないし秋が適当ということになります。



イ 転居、旅行による不在の少ない時期であること

新しい学年や新しい会計年度が始まる4月には、就職や人事異動などで転居が多数発生するため、この時期は調査に適していません。また、5月はゴールデンウィークなどで長期に旅行などする人も多いため、この時期も調査には適しません。さらに夏場や年末年始も、帰省や旅行で不在となる世帯が多いため、この時期も避ける必要があります。

これらを考慮すると、秋が適当ということになります。なお、第1回国勢調査の行われた大正9年当時は、農業に従事する人口が多く、10月は農繁期でないことから調査が行いやすかったという事情もあったようです。

ウ 会計年度の中央の時期であること

国勢調査の統計は、行政の基礎資料として活用されることが多いため、会計年度の中で平均的な状態を表すものとなる必要があります。会計年度は4月1日から翌年の3月末日までですので、その中間に当たる10月1日が調査日として適しています。

エ 一定の基準日に定めることによって、過去の統計と比較しやすくすること

統計調査のデータについては、時間の経過による変化を分析する「時系列比較・分析」が非常に重要です。仮に、国勢調査の調査日を毎回変更した場合、前回の結果と比較するときに時間の間隔が不ぞろいになり、過去の統計データとの厳密な時系列比較が困難になります。このため、日本の国勢調査は、第1回から今日に至るまで、10月1日現在で実施することとされています。

(2) 調査の対象

国勢調査では、10月1日現在、日本国内にふだん住んでいる全ての人及び世帯について調査を行います。調査はそれぞれの人やふだん住んでいる場所で行うこととし、調査する場所は、住民票の届出や外国人登録の有無にかかわらず、実際にふだん住んでいるかどうかによって定められます。ふだん住んでいるかどうかの判断は、「3か月以上住んでいる人」又は「3か月以上にわたって住むことになっている人」を基準としています。

すなわち、「ふだん住んでいる」とは、10月1日現在、

① **すでに3か月以上住んでいる人**

② **住み始めてまだ3か月に満たないが、10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている人**

ということになります。

これらの人は、国籍に関係なく調査の対象になりますので、①、②に該当する外国人も調査の対象となります。ただし、国際的な慣行により、「外国の外交団や外国の軍人」などは、調査の対象としていません。

このほか、定まった住居のない人や、ふだん住んでいる住居を陸上に持たない船舶の乗組員などについては、上記とは別に、一定の



基準の下に調査を行うこととしています（詳細については「3 調査の場所」を参照してください。）。

(3) 調査の流れ

令和7年国勢調査は、以下の流れで行われます。



都道府県・市区町村が行う国勢調査の事務は、地方自治法に規定する「第1号法定受託事務」として実施されます。

(4) 調査票

基本となる調査票は、A4判変形・両面記入様式のOCR（光学式文字読取装置）帳票で、1枚に4人まで記入できます。前回調査（令和2年）では4人以下の世帯の割合が約94.5%となっていますので、ほとんどの世帯が1枚の調査票で記入を行えることになります。

また、郵送提出方式を採用していることから、定型郵便物（長形3号）となる『郵送提出用封筒』を用いて、調査票が提出できるように三つ折りの設計としています。

なお、インターネット回答のための電子調査票はHTML形式とし、スマートフォン、タブレット及びパソコンなどから回答できるシステムを構築しています。

～調査票について～

◆ 国勢調査に使用するOCR調査票は、設計上の制約がある中で、できるだけ見やすい調査票とするために、印刷する文字にUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を採用するなどの工夫をしています。

◆ OCR調査票や電子調査票のほかに、以下の「補助用調査票」を用意しています。

○ 拡大文字調査票

OCR調査票では文字が読みづらいとする世帯が、調査に回答しやすいようにするため、OCR調査票の文字を拡大して印刷したものです。

○ 点字調査票（質問用紙及び回答用紙）

視覚障がいを持つ人で点字による回答を希望する人が、自身で調査票に回答できるようにするため、OCR調査票の内容と記入方法の説明を点字で表したものです。

○ 調査票の対訳（外国語調査票）

日本語が理解できない外国人の世帯のために、OCR調査票の内容と記入方法を外国語に翻訳したものです。令和7年国勢調査では28言語※で作成します。

これにより、我が国に居住する外国人の90%以上の方が、直接調査票に回答できるものと見込んでいます。

※ 英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、フィリピン語、ミャンマー語、ネパール語、タイ語、シンハラ語、ベンガル語、クメール語、フランス語、ヒンディー語、モンゴル語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、アラビア語、トルコ語、イタリア語、ペルシャ語、ラオ語、ルーマニア語、ウルドゥ語

○ 施設等補助電子調査票

施設等の世帯がインターネットに接続できる環境がない場合などに用いる、Excel形式の調査票です。

～オンライン調査について～

令和7年国勢調査では、前回調査に引き続き、インターネット回答方式を導入しています。その上で、更なる推進を図るため、QRコードを読み取ることで、ログインID・アクセスキーが自動入力される仕組みを導入し、ログインに係る負担軽減などの改善を行っています。加えて、外国語※や、音声読み上げソフトに対応した目の不自由な方専用の電子調査票を構築し、アクセシビリティの向上を図っています。

※ 英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語の7言語

「国勢調査オンライン（電子調査票）」トップ画面 （スマートフォン版）

色反転: 通常 反転 Language ▼

回答期限は、10月8日（水）まで

国勢調査オンライン

国勢調査は、人口・世帯の実態を明らかにする国のもっとも重要な統計調査です。

[回答をはじめよう](#)

お知らせ

- [国勢調査をよそおった詐欺や不正な調査にご注意ください](#)
- [すでにインターネットで回答した方へ](#)
- [QRコードやSNSアプリからアクセスした方へ](#)

関連情報

- [目の不自由な方へ](#)
- [Language Support（がいこくごサポート）](#)
- [国勢調査2025キャンペーンサイト](#)
- [このサイトについて](#)
- [よくある質問](#)
- [ご利用可能な環境](#)
- [調査の流れ](#)

国勢調査オンラインは、総務省統計局が運営しています。
© 2025 Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

「国勢調査オンライン（電子調査票）」トップ画面 （パソコン版）

文字サイズ: 小 中 大 色反転: 通常 反転 Language ▼

回答期限は、10月8日（水）まで

国勢調査オンライン

国勢調査は、人口・世帯の実態を明らかにする国のもっとも重要な統計調査です。

[回答をはじめよう](#)

お知らせ

- [国勢調査をよそおった詐欺や不正な調査にご注意ください](#)
- [すでにインターネットで回答した方へ](#)
- [QRコードやSNSアプリからアクセスした方へ](#)

関連情報

- [目の不自由な方へ](#)
- [Language Support（がいこくごサポート）](#)
- [国勢調査2025キャンペーンサイト](#)
- [このサイトについて](#)
- [よくある質問](#)
- [ご利用可能な環境](#)
- [調査の流れ](#)

国勢調査オンラインは、総務省統計局が運営しています。
© 2025 Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

(5) 国勢調査指導員

令和7年国勢調査では、全国で約10万人の国勢調査指導員（以下「指導員」といいます。）が調査の事務に従事します。

指導員は、調査が円滑かつ確実に実施されるよう、国勢調査員に対する調査内容・方法の説明、調査期間中の国勢調査員の指導・支援、調査困難地域や夜間調査における国勢調査員の支援、調査書類の検査等の事務を行います。

「統計法」により、指導員には守秘義務が課せられ、調査上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされており、違反した場合の罰則も設けられています。

指導員は、このように重要な役割を担うことから、次の要件を満たす人の中から選考されます。

- ① 責任をもって指導員の事務を遂行できる者であって、原則として25歳以上の者であること
- ② 秘密の保護に関し信頼のおける者であること
- ③ 指導力と判断力に優れている者であること
- ④ 警察に直接関係のない者であること
- ⑤ 選挙に直接関係のない者であること
- ⑥ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること

令和7年国勢調査では、全国で約10万人の指導員を任命する必要があることから、市区町村において、一般からの公募、国勢調査員経験の豊富な者、公務員・教師経験者からの選考など地域の実情に応じた方法により、候補者の推薦を行います。これに基づき、総務大臣が非常勤の国家公務員として指導員を任命します。

～戦後に導入された指導員～

国勢調査の指導員制度は、昭和25年調査から導入されました。その導入の目的は、当時の資料によると、「今度の調査は、戦後最初の本格的国勢調査で、戦後日本の社会的実態が明らかにされるものであり、1950年世界センサスの仲間入りの関係上、国際的調査規格に従って計画されている。今回の調査は、調査内容、方法が従来と非常に異なるから、所期の成果を収めるために調査組織の充実を図ることが極めて肝要であり、新たに指導員制度を設け、調査事務の徹底を期することとした」とあります。

戦後の統計体系を整備するに当たり、統計調査の正確性の確保等のために、欧米で採用されていた指導員制度を導入し、調査組織の充実・強化を図ったことがうかがえます。

(6) 国勢調査員

令和7年国勢調査では、全国で約70万人の国勢調査員（以下「調査員」といいます。）が実地調査の事務に従事します。

調査員は、9月中旬から受持ち調査区を実地に巡回して居住の実態を確認し、各世帯に調査書類を配布して回答を依頼します。10月上旬には、『調査への回答はお済みですか』の配布、調査票の回収（調査員に提出することを希望した世帯のみ）のために訪問します。10月中旬には、調査の回答が済んでいない世帯について、記入済みの調査票を回収します。その後、調査員は世帯から提出された調査票を市区町村に提出します。



「統計法」により、調査員には守秘義務が課せられ、調査上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされており、違反した場合の罰則も設けられています。調査員は、このように重要な役割を担うことから、次の要件を満たす人の中から選考されます。

- ① 責任をもって調査の事務を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者であること
- ② 秘密の保護に関し信頼のおける者であること
- ③ 警察に直接関係のない者であること
- ④ 選挙に直接関係のない者であること

⑤ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること
 令和7年国勢調査では、全国で約70万人の調査員を任命する必要があることから、市区町村において、一般からの公募、町内会や自治会の推薦、前回調査の経験者からの選考など地域の実情に応じた方法により、候補者の推薦を行います。これに基づき、総務大臣が非常勤の国家公務員として調査員を任命します。

～調査員事務の委託制度の整備～

マンションの管理員や老人ホームの職員などが、所属する法人等の業務の一環として調査員を引き受けるとき、報酬は法人等に支払ってほしいとする場合がありますが、以前は制度上、法人等に報酬を支払うことはできませんでした。

これに対応するため、平成27年調査から、必要に応じて、報酬は法人等に直接支払いができるよう、調査員事務の委託の制度を整備しました。

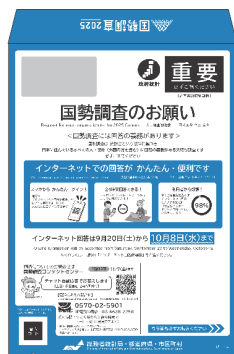
2 調査方法について

(1) 調査書類の配布、調査票の提出方法

調査書類の配布方法について、令和7年調査では『インターネット回答依頼書』、『調査票の記入のしかた』、『郵送提出用封筒』及び調査票を右図の封筒に入れて同時に配布します。

調査票の提出方法として、「①インターネット回答」、「②郵送提出」※、「③調査員への提出」があります。世帯は、この3つの回答方法の中から希望する方法で提出（回答）することができます。なお、インターネット回答は、郵送提出・調査員への提出より先行して回答することができます。

※ 郵送回収方式を選択した市区町村に限る。



『調査書類収納封筒』

(2) 調査方法に係る新たな取組

ア 増加する外国人世帯への対応

近年、外国人世帯が増加している状況を踏まえ、外国人世帯が回答しやすい環境を整備するとともに、調査員の負担軽減を図るため、令

和7年調査では、外国人向けに「やさしい日本語」と外国語（7言語）で調査の趣旨を記載したリーフレットを新たに作成し、調査員が調査関係書類と共に配布します。受け取った外国人世帯はリーフレットに記載されているQRコードを読み取り、「外国語サポートページ」（28言語）にアクセスし、案内に沿ってインターネット又は郵送で回答します。

イ 郵送配布方式の試行導入

オートロックマンション等の調査員による面接が困難な場合が増加している状況を踏まえ、オートロックマンション等の集合住宅で構成される調査区を対象として、調査書類の配布を郵送により行う「郵送配布方式」を一部地域で試行的に導入します。

3 調査の場所

国勢調査は、既に述べたように、10月1日午前零時現在、我が国にふだん住んでいる人を、住民票の届出の場所にかかわらず、ふだん住んでいる場所で調査する方式（常住地方式）で行っています。常住の期間は3か月としていますが、中には常住の場所が分かりにくい人もいます。そのような事例とその調査の場所をいくつか紹介します。

(1) 学校の学生寮・寄宿舎などから通学している学生・生徒

自宅を離れ、学校の学生寮・寄宿舎、下宿屋、県人会の学生寮・学生会館などから通学している学生・生徒は、その学生寮などで調査することとしています。ただし、休学などのため学生寮を引き払って、自宅に帰ってきている場合は、自宅で調査することになります。

(2) 出張、出稼ぎ、旅行などで一時的に自宅を離れている人

出張、出稼ぎ、旅行などで一時的に自宅を離れている人は、自宅を不在にする期間が3か月未満の場合は自宅で調査し、3か月以上にわたる場合はその出張先や旅行先で調査することになります。

(3) 定まった住居のない人

定まった住居のない人については、10月1日午前零時現在に居た場所で調査することとしています。こうした人の中には、いわゆるホームレスの人も含まれるため、大きな公園や駅の地下道などで主に9月30日から10月1日にかけて調査を行っています。

(4) 陸上にふだん住んでいる住居のない人

昔は、はしけ（だるま船等）によって港内の荷役作業をしたり、穀物を運搬する人で、そのはしけを生活の場所としている人がいましたが、今はほとんどいなくなりました。しかし、船舶（内航船、外航船、漁船など）に乗り組んでいる人で、陸上に定まった住居を持たない人や陸上の住居に家族のいない人も、わずかながらいます。



こうした人々については、10月1日から5日までの間に、指導員が港内に停泊している船舶を巡回して調査を行います。そして、調査の終わった船舶には、調査の重複、脱漏を防ぐため、旗の形をした『船舶調査済み証』が船舶の外から見やすい場所に掲出されます。

なお、遠洋漁業の乗組員が10月1日をはさんで長期に船に乗り組んでいる場合は、その乗組員の家族が住んでいるところで調査することとしています。

(5) 病院の入院患者

長期にわたって入院している人については、入院期間が3か月に満たない場合は自宅で調査し、3か月以上の場合は病院で調査します。また、転院によってその病院での入院期間が3か月に満たなくても、前の病院と合わせて3か月以上の入院期間になれば、10月1日の入院先で調査することになります。



4 調査の実施区域

(1) 国勢調査調査区

国勢調査の調査区は、調査員の調査担当区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぎ、調査の正確性を期する目的を持つと同時に、国や地方公共団体が実施する世帯を対象とする各種標本調査の抽出単位を得るという役割を担っています。

調査区は、調査員が担当する調査区の大部分を占め、おおむね50世帯となるよう設定される「一般調査区」のほか、常住者がいない

か著しく少ない地域、特別な施設のある地域などの「特別調査区」及び港湾の水域や河川の河口などの「水面調査区」があり、日本全国くまなく設定されています。

令和7年国勢調査の調査区は、令和6年10月1日現在で設定されましたが、その数は平成22年調査以降100万調査区を超え、第1回国勢調査の約20万調査区から、約5倍に増加しています。これは、その後の人口増加や近年の核家族化等による世帯の増加が大きな要因です。



(2) 基本単位区

国勢調査の調査区は、国勢調査を円滑かつ確実に実施することを第一に設定されることから、昭和60年調査までは、調査の度に調査区の境域が変わっていました。このため、小地域統計の時系列比較ができませんでしたが、街区方式による住居表示実施地域の拡大を背景として、平成2年調査において、調査区を構成し、かつ、集計上の恒久的で最小の地域単位として、基本単位区が導入されました。

これにより、その後の小地域統計の時系列比較が可能になったばかりでなく、市区町村の境域より小さい行政区、学校区、町丁・字等別などの小地域集計の充実を図ることができるようになりました。

基本単位区は、住居表示における「街区」、あるいは「街区に準じた区画」を単位として設定しており、基本単位区に含まれる世帯数はおおむね20～30世帯です。

Ⅲ どのような事項を調べるのですか？

調査事項は、人口統計としての基本データの提供に加え、社会経済の変化を踏まえた行政課題への対処、調査結果の利活用状況、他の公的統計におけるデータ整備状況、回答者負担等の観点から定めています。

令和7年国勢調査の調査事項は次の17項目です。

(1) 氏名

この項目は、調査の回答がだれについてのものであるかを確認し、調査漏れや調査の重複を防止するためのものです。また、調査票に記入漏れなどがあった場合に、問い合わせの手掛かりにするものです。このように、氏名は正確な調査を実施するためのものであって、集計の対象ではありません。

(2) 男女の別

この項目は、人口についての最も基本的な項目であり、人口に関する統計を作成する上では欠くことのできないものです。我が国の人口構造を分析する場合、年齢別人口、就業状態別人口など、男女の間では違いがあるため、各種行政施策の推進や、将来計画の立案のためには、男女別に統計を作成する必要があります。男女別の統計は、男女共同参画社会の推進のためにも必要不可欠です。

(3) 出生の年月

この項目を基にして年齢を計算します。年齢は、男女の別とともに、人口についての最も基本的な項目です。年齢別人口の統計は、少子高齢化が進行している我が国の人口構造の分析や将来人口の推計のために欠くことのできないものです。

また、年齢別人口の統計からは、幼少時－就学－就職（独立）…といったライフステージの変化を読み取ることができ、子育て支援、児童福祉、教育、雇用、高齢者福祉など、各種の計画や施策を進めるためになくてはならない資料となっています。

(4) 世帯主との続き柄

国勢調査では、人口だけでなく、世帯についての統計も作成します。世帯主との続き柄は、それぞれの世帯員が世帯の中で、どのような家族関係にあるかを示すものであり、世帯の家族構成に関する統計を作るために必要な項目です。

世帯主との続き柄と男女・年齢・配偶の関係などを組み合わせて作られる代表的な統計として、「世帯の家族類型」の統計があります。これは、世帯を夫婦のみの世帯、高齢者の世帯、母子世帯などに分類して集計したものであり、これによって、人口の高齢化や、世帯規模の縮小などに伴う各種の行政施策や計画を立てるための資料が得られます。

また、将来の世帯数の推計のほか、世帯や家族の構成の変化を分析する上でも貴重な資料となるものです。

(5) 配偶の関係

この項目は、それぞれの世帯員が未婚か既婚かなどの婚姻状況を明らかにするものです。配偶の関係と男女・年齢・世帯主との続き柄などを組み合わせて得られる統計は、人口の将来推計や出生力の分析のために不可欠な資料となります。



この項目と世帯主との続き柄とを組み合わせて得られる高齢者のいる世帯、母子世帯、父子世帯などの世帯構成に関する統計は、福祉行政の対象となる世帯の数や状態を明らかにする統計として活用されます。

また、配偶の関係を就業状態と組み合わせた統計は、既婚女性の就労や子育て支援など女性の仕事に関する各種施策を進める上で、欠くことのできない資料となります。

(6) 国籍

日本に住んでいても、日本人と外国人では、法律上の権利や義務が異なっています。このため、行政を行うに当たっては、日本人と外国人を分けた人口や国籍別にみた人口が必要となります。

近年、外国人の数が増加しており、各国の文化や習慣等の違いにより生活様式が異なることもあるため、きめ細かな地域行政を行う上でも、国籍別人口を把握する必要があります。また、人口の将来推計にも国籍別の人口は不可欠な資料となります。

なお、国際連合では人口センサスにより、各国に住む外国人の国籍別の統計を作るよう勧告しています。

(7) 現在の住居における居住期間

この項目は、5年前の住居の所在地と組み合わせて、人口の地域間移動に関する資料を得るための項目です。各地域に住んでいる人

たちの定住の度合いや、どの地域からどの地域にどれだけの数の人が移り住んだかという統計を得るためのものです。

人口の移動に関する統計は、地域別人口の分析、地域別人口の将来推計の基礎資料となるほか、地域開発計画、都市整備計画、環境整備計画などの策定や、大都市問題、過疎問題などの対策に欠くことのできない資料です。

(8) 5年前の住居の所在地

この項目は、人口の地域間移動に関する資料を得るためのものです。現在の住居における居住期間と組み合わせて、地域別人口の5年前からの変化を示すためのものです。

(9) 就業状態

この項目は、国勢調査の調査期日の直前の、9月末の1週間に仕事に就いていたかどうか、といった就業の状況を明らかにするためのものです。就業状態の統計により、経済活動の実態が全国及び地域別に明らかになります。

この項目は、男女・年齢・産業・職業などと組み合わせて集計され、これによって得られる統計は、雇用、失業に関する施策を始め、様々な施策の基礎となります。

また、働いている人の数とその人口構成は、国や地域の経済に大きく影響するため、就業状態に関する統計は、労働力の確保、女性や高齢者の就業支援などのほか、経済政策や経済計画の基礎資料として欠くことのできないものです。

(10) 従業地又は通学地

この項目は、就業・就学している人について、通勤先又は通学先の市区町村を明らかにするものです。これによって、日々、通勤・通学している人たちの人口、市区町村間の通勤・通学の流れ、各市区町村の昼間人口（買物などの不定期の移動は除く。）などを把握することができます。

各市区町村とも、通勤や通学による人口の出入りがあるため、ふだんそこに住んでいる人口（夜間人口）と、昼間そこにいる人口（昼間人口）とは違いがあります。上・下水道の整備、公共施設の配置、防災計画、環境整備などの施策を行うためには、ふだん住



んでいる人の数だけでなく、昼間の人口も加味する必要があり、そのためになくてはならない資料として利用されます。

通勤・通学による人口移動の統計は、常住地と通勤・通学先を組み合わせて詳細に集計され、地域間の交通網の整備などの交通対策、都市計画などの資料として利用されます。

(11) 従業上の地位

この項目は、仕事をしている人について、就業の形態を明らかにするためのものです。我が国では、産業構造が変化し、就業形態が多様化する中で、若年層の非正規雇用の拡大、高齢者の就業延長、労働力の確保など様々な課題に直面しています。雇用に関する諸施策を推進する上で、正規・非正規雇用などの就業者の実態を正確に把握することが必要です。

仕事をしている人といっても、自分で事業を営んでいる人、雇われている人、自営業の手伝いをしている人など、仕事に従事している形態は様々であるため、雇用政策や経済構造の分析には、男女・年齢・産業・職業などと組み合わせてみた就業の形態別の資料が必要になります。そのような実態を明らかにするのが、この項目です。

(12) 所属の事業所の名称及び事業の種類（産業）

仕事をしている会社・工場・事務所などの事業所がどのような事業を営んでいるかという、いわゆる産業を把握し、我が国の人口の経済活動、産業構造の実態を明らかにするためのものです。

我が国の産業構造は、経済の高度成長期に第1次産業就業者の減少、第2・3次産業就業者の増加と著しく変化した後、第1・2次産業就業者の減少、第3次産業就業者の増加が続いている状況にあります。このような人口面からとらえた産業構造についての結果は、経済関係施策や将来計画を立てるために不可欠なものです。



なお、勤め先などの名称は、産業や職業の分類を正確に行うための手掛かりとして必要なものであって、集計の対象ではありません。

(13) 仕事の種類（職業）

この項目は、仕事をしている人の「職業」を把握するためのもので、就業者一人一人が勤め先の会社・工場・事務所などで実際に携わっている仕事の内容を回答してもらうこととしています。これにより、我が国の人口の職業構造の実態を明らかにすることができます。

社会経済の高度化・情報化などに伴い、我が国の人口の職業構造は、多様化・専門化してきています。国勢調査から得られる職業別人口の資料は、雇用政策を始め職業開発、学校教育など、多様化・専門化する職業構造に対応する各種の施策や計画を立てるためになくてはならない資料です。



～産業と職業の分類について～

国勢調査では、産業と職業の両方を小分類まで区分して集計しています。この両方を小分類まで区分して結果を提供しているのは国勢調査だけで、産業連関表の作成にも用いられ、我が国の財やサービスの産業部門別の経済構造を明らかにします。

このためには、産業小分類で約260分類、職業小分類で約230分類もの分類区分で集計する必要がありますが、回答する方に、このような多くの分類区分から正しい小分類を選んでいただくことは現実的ではありません。

そのため、勤め先の事業の内容や本人の仕事の内容を具体的に回答してもらい、集計の段階で回答内容を分類（符号処理）することで、統計を作成しています。

(14) 世帯の種類

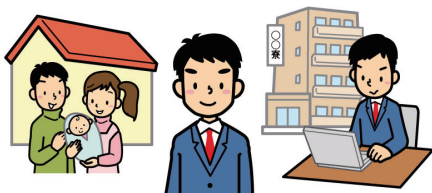
世帯は、住居と生計を共にしている人の集まりであり、生活の基盤となるものです。この生活の基盤となる世帯の構成を把握するために、「世帯の種類」を調査しています。そして、世帯を「家族と一緒に生活している人の集まり及び一人で生活している人」（一般世帯）と、「学生寮で共同生活している学生・生徒、病院の入院患者、社会施設の入所者などの集まり」（施設等の世帯）に分けて、

それぞれの世帯数、人口を集計しています。

一般世帯と施設等の世帯とでは、そこで生活する人口の性格が異なることから、世帯数の将来推計、世帯の規模（世帯人員）の動向分析、住宅需要分析などを行うためには、この世帯の種類による統計が基本的な資料となります。

(15) 世帯員の数

我が国では、かつては親子三世代が同居する大家族の世帯も多く見られましたが、今日では、高齢者を中心に単身世帯や夫婦のみの世帯が大幅に増加するなど、世帯の規模が縮小する一方で、世帯数は増加を続けています。



世帯員数は、世帯員がどのように集まって世帯を形づくっているかを示す最も基本的な項目です。この項目によって、世帯人員別の世帯数の統計が得られ、人々の生活や居住の状況が分かるほか、世帯数についての今後の見通しを立てることが可能になります。

なお、この項目は、調査の単位である世帯の構成員全員が、漏れなく確実に把握されているかどうかを確認するためにも重要な役割をもっています。そして何よりも、この項目は人口の正確な把握のために欠かせないものです。

(16) 住居の種類

この項目は、世帯の生活の場である住居の状況と世帯構成との関係を明らかにするためのものです。

住居は、家族が生活する場としての住宅と、多くの人が共同で生活するための場である会社の独身寮のような住宅以外の建物とに分けられます。さらに、住宅について、持ち家か借家などの所有関係を明らかにし、世帯人員や住宅の規模と組み合わせて得られる統計は、国や都道府県・市区町村における良質な住宅の確保、住環境の向上のための住宅施策や計画を立てるために欠くことのできない資料です。

(17) 住宅の建て方

この項目は、住宅がどのように建築されているか、また、住宅の形式と居住世帯の関係を、地域別に明らかにするためのものです。

我が国の住居は、一戸建の住宅が大きな比重を占めていますが、

特に大都市においては、狭い土地の有効利用を図るため、住宅の共同化や高層化が進められています。この傾向は、近年、郊外や地方都市にも広がってきています。

この項目と世帯の構成などを組み合わせて得られる統計や、その地域別の特徴を明らかにする資料は、住宅施策、防災対策や環境整備計画などを立案する上で欠くことのできない資料です。



IV 国勢調査でわかること

1 人口の変遷と年齢別人口

(1) 我が国の人口の推移

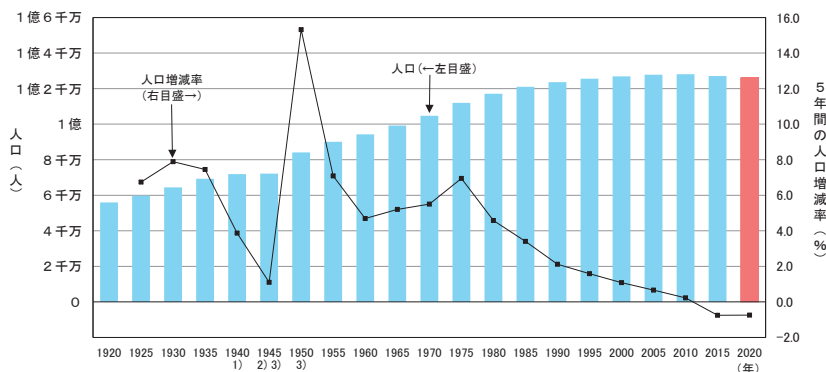
ア 日本の総人口及び増減率

我が国の人口は1億2614万6千人

(2020年(令和2年)10月1日現在)

2015年から94万9千人減少、0.7%減、年平均0.15%減

2015年に引き続き人口減少



1) 1940年は国勢調査による人口から内地外の軍人、軍属等の推計数を差し引いた補正人口

2) 1945年は人口調査による人口に内地の軍人及び外国人の推計数を加えた補正人口。沖縄県を含まない。

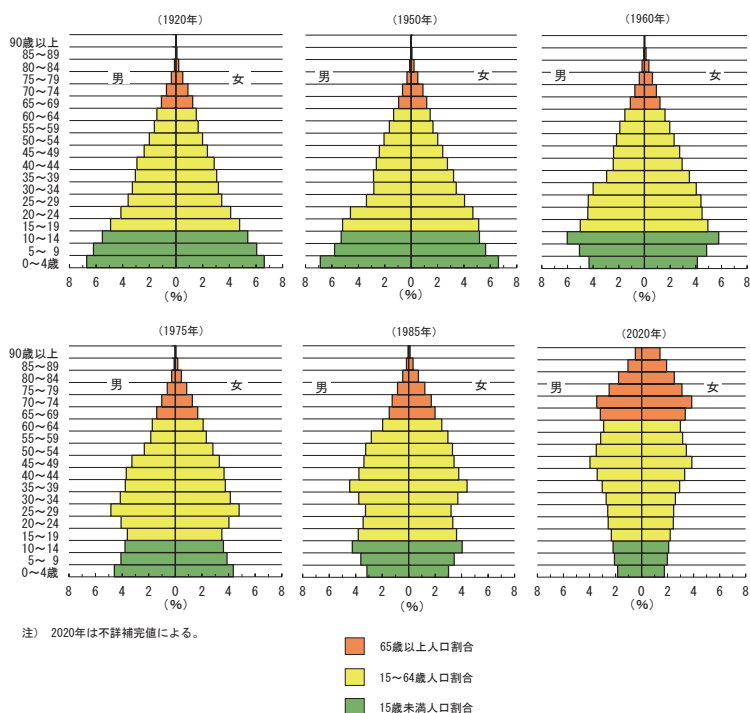
3) 1945年及び1950年の人口増減率は沖縄県を除いて算出

2020年10月1日現在における我が国の人口は1億2614万6千人となっており、2015年に比べ、人口は94万9千人減少しています。

5年ごとの人口増減率の推移をみると、1945年～1950年はいわゆる第1次ベビーブーム等により15.3%と高い増加率となりましたが、その後は出生率の低下に伴って増加幅が縮小し、1955年～1960年には4.7%となりました。その後、第2次ベビーブームにより、1970年～1975年には7.0%と増加幅が拡大したものの、1975年～1980年には4.6%と増加幅が再び縮小に転じました。2010年～2015年には0.8%減と、1920年の調査開始以来、初めての人口減少となり、2015年～2020年には0.7%減(年平均0.15%減)と引き続き人口減少となっています。

イ 人口ピラミッド

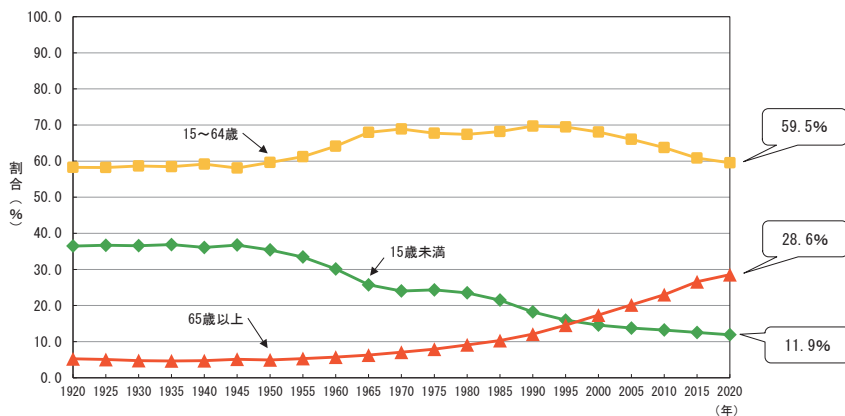
「つぼ」に近い人口ピラミッド



我が国の人口ピラミッドは、1950年頃までは若い年齢ほど人口が多く裾野の広い、正に「ピラミッド」のような形をしていました。しかし、1947年～1949年の第1次ベビーブーム後に出生数が減少したため、1960年の人口ピラミッドは裾の0歳から9歳までの各年齢階級の人口がすばまった形となりました。その後、1960年代の始め頃から第2次ベビーブームの1970年代始めにかけて出生数が徐々に増加したため、人口ピラミッドの裾は再び広がり、二つの膨らみを持つ形に変化しました。その後は、出生数が再び減少しているため、膨らみの下がすばまり、また一方では高齢者の人口が増加していることから、細長い「つぼ」のような形となっています。

ウ 年齢（3区分）別人口割合

総人口に占める65歳以上人口の割合は26.6%から28.6%に上昇



注) 2015年及び2020年は不詳補完値により算出。2010年以前は分母から不詳を除いて算出

1) 1940年は朝鮮、台湾、樺太及び南洋群島以外の国籍の外国人を含めない。

2) 1945年は人口調査による。沖縄県を含まない。

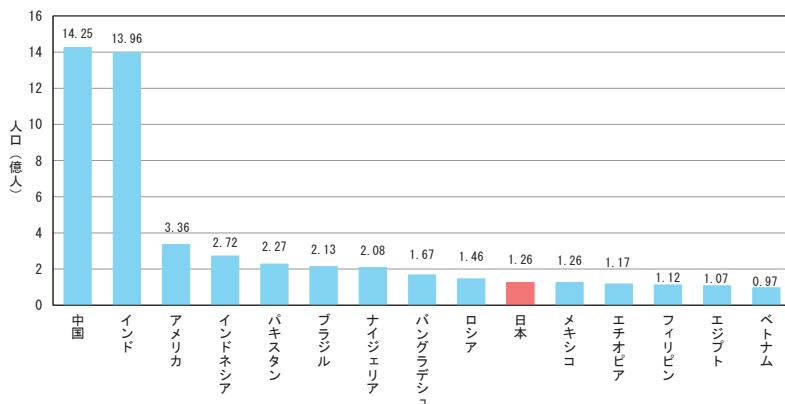
2020年の我が国の総人口を年齢3区分別にみると、15歳未満人口は1503万2千人、15～64歳人口は7508万8千人、65歳以上人口は3602万7千人となっています。総人口に占める割合を2015年と比べると、15歳未満人口は12.6%から11.9%に低下、15～64歳人口は60.9%から59.5%に低下、65歳以上人口は26.6%から28.6%に上昇となっています。

65歳以上人口は、1950年には415万5千人でしたが、その後、急速に増加し、1980年には1064万7千人と初めて1000万人を超え、2020年には3602万7千人と、1950年からの70年間で約9倍となっています。総人口が1950年から2020年までの間に1.5倍となっていることと比べ、1950年以降の65歳以上人口は著しく増加しています。

(2) 世界の中の我が国の人口

ア 世界の人口上位15か国（2020年）

日本の人口は世界で10番目



資料：United Nations, "World Population Prospects, The 2022 Revision"による年央推計値。

ただし、日本は国勢調査の結果

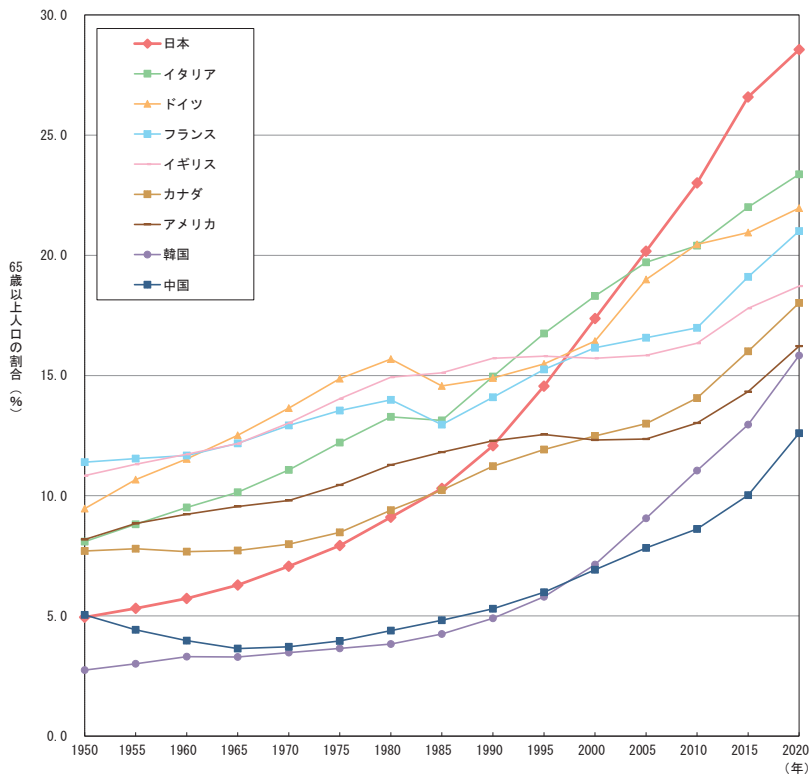
注）順位は小数第三位以下の数値による。

国際連合の推計によると、2020年の世界の人口（年央推計）は78億41百万人であり、我が国の総人口（1億26百万人）はその1.6%を占めています。同推計による各国の人口をみると、中国が14億25百万人と最も多く、次いでインド（13億96百万人）となっており、10億人を超えるこの2か国で世界の人口の4割近くを占めています。

これに次いで、アメリカ（3億36百万人）、インドネシア（2億72百万人）、パキスタン（2億27百万人）、ブラジル（2億13百万人）、ナイジェリア（2億8百万人）、バングラデシュ（1億67百万人）、ロシア（1億46百万人）となっており、我が国の人口はこれらの国に次いで10番目となっています。

イ 諸外国の65歳以上人口割合

65歳以上人口の割合は世界で最も高い水準



資料：United Nations, "World Population Prospects, The 2022 Revision"による年央推計値。

ただし、日本は国勢調査の結果

注) 日本の2015年及び2020年は不詳補完値により算出

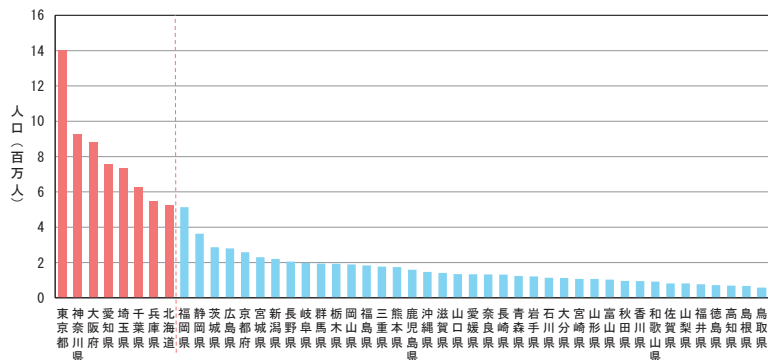
我が国の総人口に占める65歳以上人口の割合の推移をみると、1950年以前は5%前後で推移していましたが、その後は上昇が続き、1985年には10%を、2005年には20%を超え、2020年は28.6%まで上昇しました。

諸外国と比べると、我が国はイタリア（23.4%）及びドイツ（22.0%）よりも高く、世界で最も高い水準となっています。

(3) 都道府県の人口

ア 都道府県別人口（2020年）

東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）で、
全国の約3割を占める



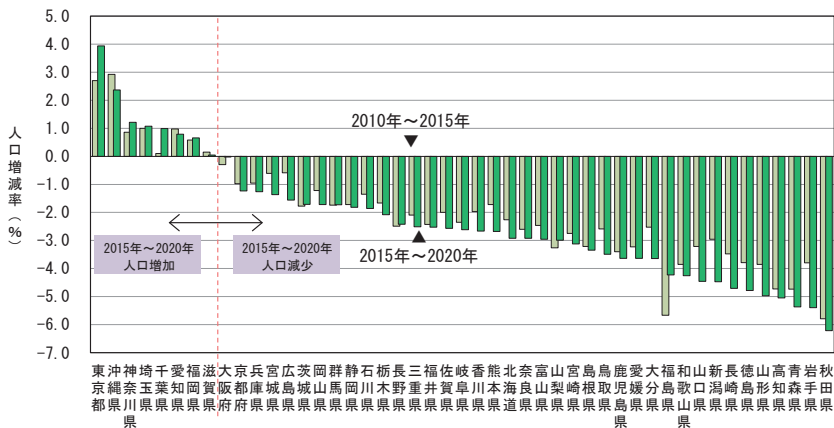
2020年の人口を都道府県別にみると、東京都が1404万8千人と最も多く、全国の11.1%を占めています。次いで神奈川県（923万7千人）、大阪府（883万8千人）、愛知県（754万2千人）、埼玉県（734万5千人）、千葉県（628万4千人）、兵庫県（546万5千人）、北海道（522万5千人）などとなっています。人口上位8都道府県で6398万4千人となっており、全国の5割以上（50.7%）を占めています。

また、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の人口は3691万4千人で、全国の約3割（29.3%）を占めており、2015年に比べ、78万3千人増加しています。

一方、最も少ないのは鳥取県で55万3千人となっています。

イ 都道府県別人口増減率

人口増加が加速した都道府県が5都県、人口減少が加速した都道府県が33道府県



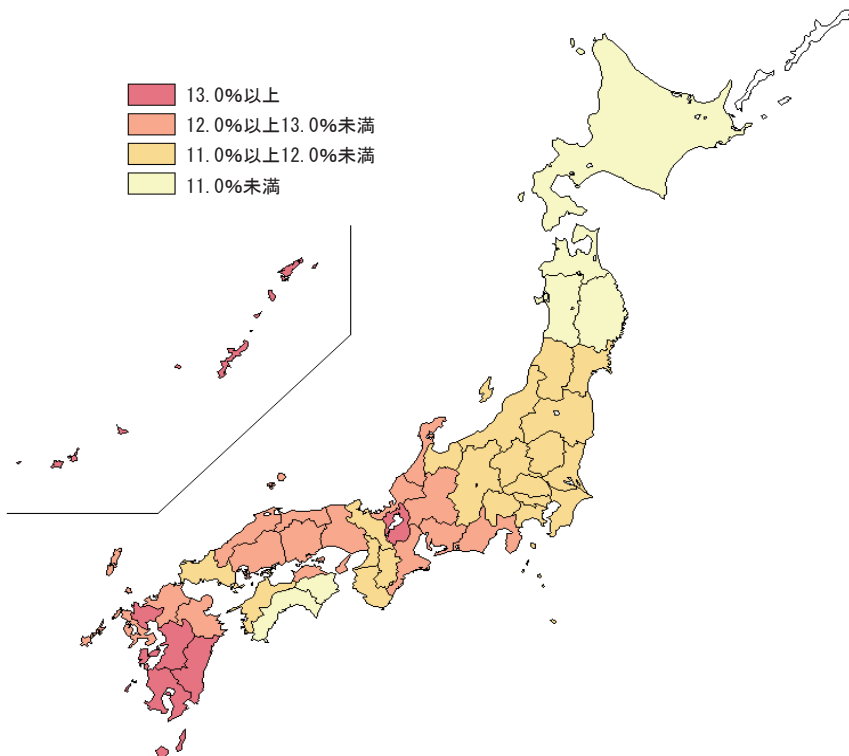
2015年～2020年に人口が増加した8都県について人口増加率をみると、2010年～2015年に比べ、東京都（2.7%から3.9%へ1.2ポイント拡大）、千葉県（0.1%から1.0%へ0.9ポイント拡大）、神奈川県（0.9%から1.2%へ0.4ポイント拡大）、福岡県（0.6%から0.7%へ0.1ポイント拡大）、埼玉県（1.0%から1.1%へ0.1ポイント拡大）の5都県で増加幅が拡大しています。

一方、人口が減少した39道府県について人口減少率をみると、岩手県（3.8％から5.4％へ1.6ポイント拡大）、新潟県（3.0％から4.5％へ1.5ポイント拡大）、山口県（3.2％から4.5％へ1.2ポイント拡大）、長崎県（3.5％から4.7％へ1.2ポイント拡大）、大分県（2.5％から3.6％へ1.1ポイント拡大）など33道府県で減少幅が拡大しています。

ウ 都道府県、年齢（3区分）別人口割合（2020年）

65歳以上人口の割合は秋田県が37.5%と最も高く、
沖縄県が22.6%と最も低い

15歳未満人口の割合

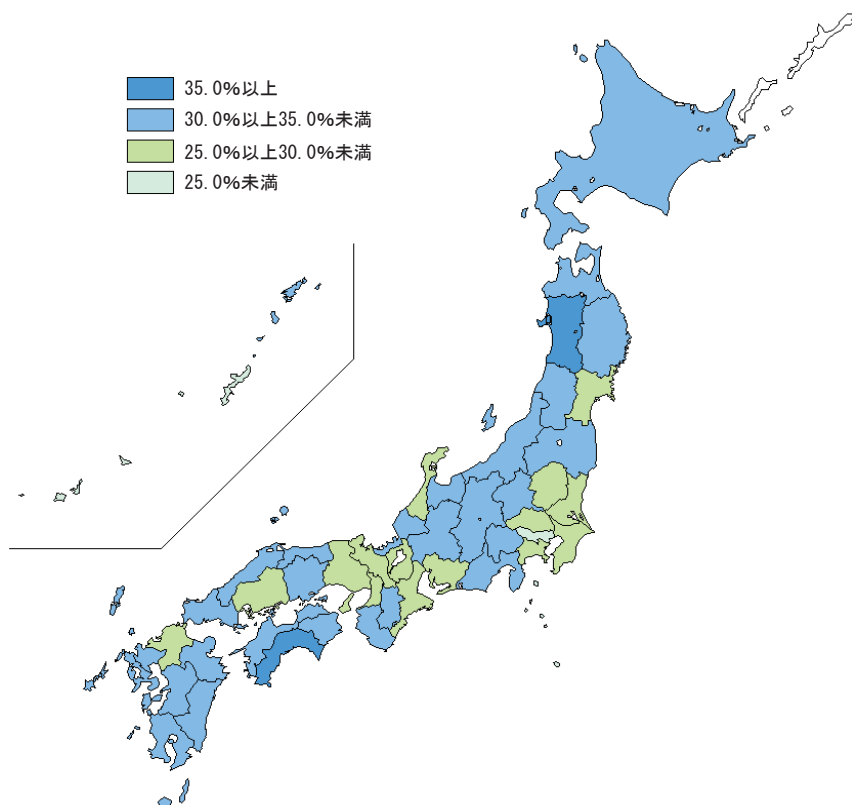


注）不詳補完値による。

2020年の総人口に占める15歳未満人口の割合を都道府県別にみると、沖縄県が16.6%と最も高く、次いで滋賀県（13.6%）、佐賀県（13.5%）などとなっています。

一方、最も低いのは秋田県の9.7%で、次いで青森県（10.5%）、北海道（10.7%）などとなっています。

65歳以上人口の割合



注) 不詳補完値による。

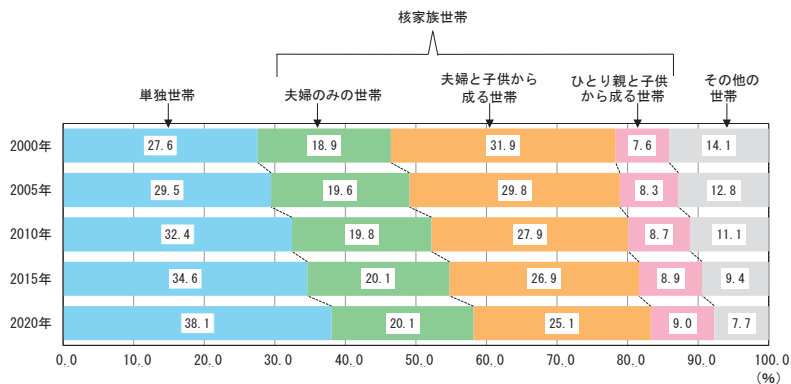
65歳以上人口の割合を都道府県別にみると、秋田県が37.5%と最も高く、次いで高知県（35.5%）、山口県（34.6%）などとなっており、45道府県で25%以上となっています。一方、沖縄県が22.6%と最も低く、次いで東京都（22.7%）、愛知県（25.3%）などとなっています。

全都道府県で65歳以上人口の割合が15歳未満人口の割合を上回っています。

2 世帯数と世帯規模

(1) 世帯の家族類型別一般世帯数の推移

「単独世帯」は2115万1千世帯で、2015年に引き続き増加



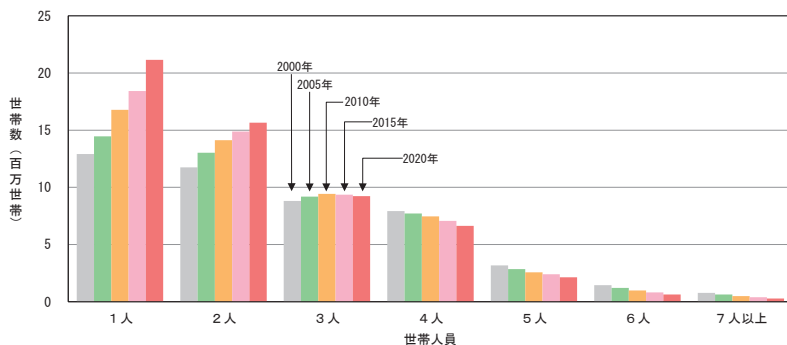
注) 2005年以前の数値は、2010年以降の家族類型の定義に合わせて組み替えて集計している。

2020年の一般世帯数を世帯の家族類型別にみると、「単独世帯」（世帯人員が1人の世帯）は2115万1千世帯（一般世帯の38.1%）、「夫婦と子供から成る世帯」は1394万9千世帯（25.1%）、「夫婦のみの世帯」は1115万9千世帯（20.1%）、「ひとり親と子供から成る世帯」は500万3千世帯（9.0%）などとなっています。

2015年と比べると、「単独世帯」は14.8%増となっており、一般世帯に占める割合は34.6%から38.1%に上昇しています。また、「ひとり親と子供から成る世帯」は5.4%増となっており、一般世帯に占める割合は8.9%から9.0%に上昇しています。

(2) 世帯人員別一般世帯数

世帯人員が1人の世帯が2115万1千世帯と最も多く、
一般世帯の約4割を占める



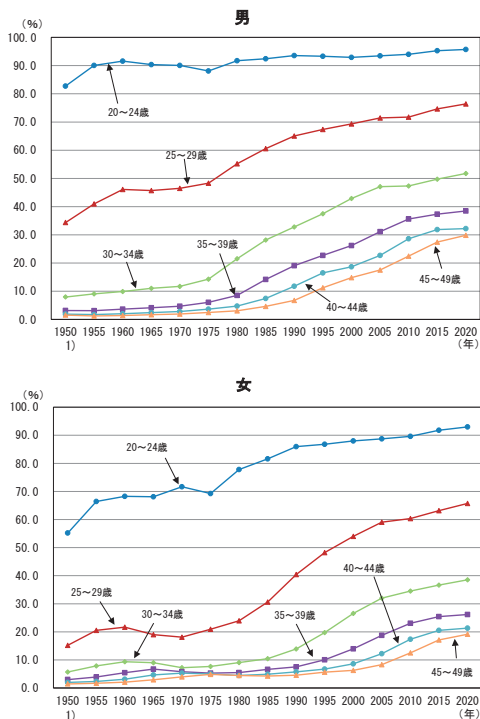
2020年の一般世帯数を世帯人員別にみると、世帯人員が1人の世帯が2115万1千世帯（一般世帯の38.0%）と最も多く、世帯人員が多くなるほど世帯数は少なくなっています。

2015年と比べると、世帯人員が2人以下の世帯はいずれも増加しているのに対し、3人以上の世帯はいずれも減少しており、特に5人以上の世帯は10%以上減少しています。

3 配偶関係

20歳から49歳までの年齢（5歳階級）、男女別未婚の割合の推移

男女共に1950年以降いずれの年齢階級においても「未婚」の割合は上昇傾向



注) 2015年及び2020年は不詳補完値による。
2010年以前の割合は分母から不詳を除いて算出
1) 1950年は、沖縄県の本土籍の日本人及び外国人を除く。

15歳以上人口の「未婚」の割合について、1950年からの推移を男女、年齢5歳階級別にみると、男女共に、20歳から49歳までの全ての年齢階級で上昇傾向にあります。

1950年と比較すると、男性では30～34歳が43.8ポイント（8.0%から51.8%）と最も上昇し、女性では25～29歳が50.6ポイント（15.2%から65.8%）と最も上昇しています。

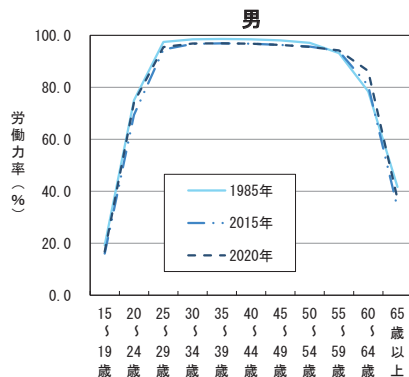
また、40歳代についてみると、1950年では男女共に2%未満でしたが、2020年では、男性は約3割（40～44歳32.2%、45～49歳29.9%）、女性は約2割（40～44歳21.3%、45～49歳19.2%）に上昇しています。

4 労働力状態と産業・職業

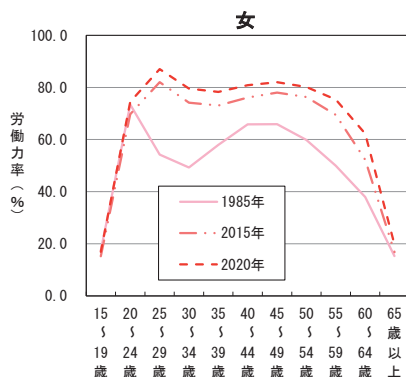
(1) 労働力状態

ア 男女、年齢（5歳階級）別労働力率

女性の労働力率は全ての年齢階級で上昇



注) 2015年及び2020年は不詳補完値による。



注) 2015年及び2020年は不詳補完値による。

2020年の男女別労働力率を年齢5歳階級別にみると、男性は25歳から59歳までで90%以上となっています。一方、女性は、2015年と比べると、全ての年齢階級で上昇しています。

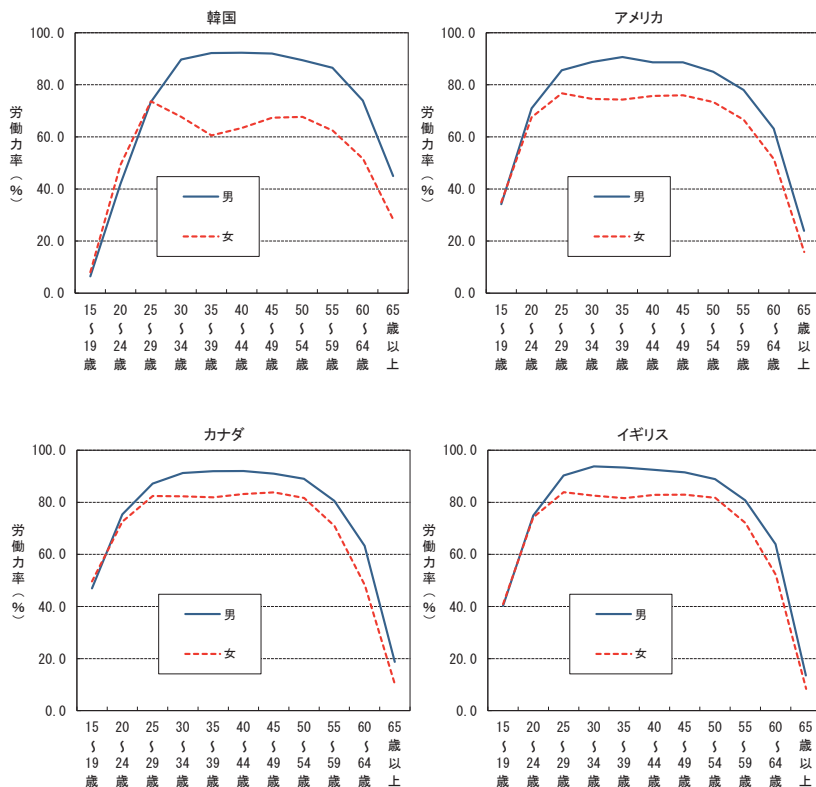
女性の労働力率の推移について、男女雇用機会均等法の施行前年にあたる1985年と、2015年及び2020年を比べると、M字カーブの底に当たる年齢階級は30～34歳から35～39歳に変化するとともに、M字カーブの底は上昇しています。

《用語の解説》

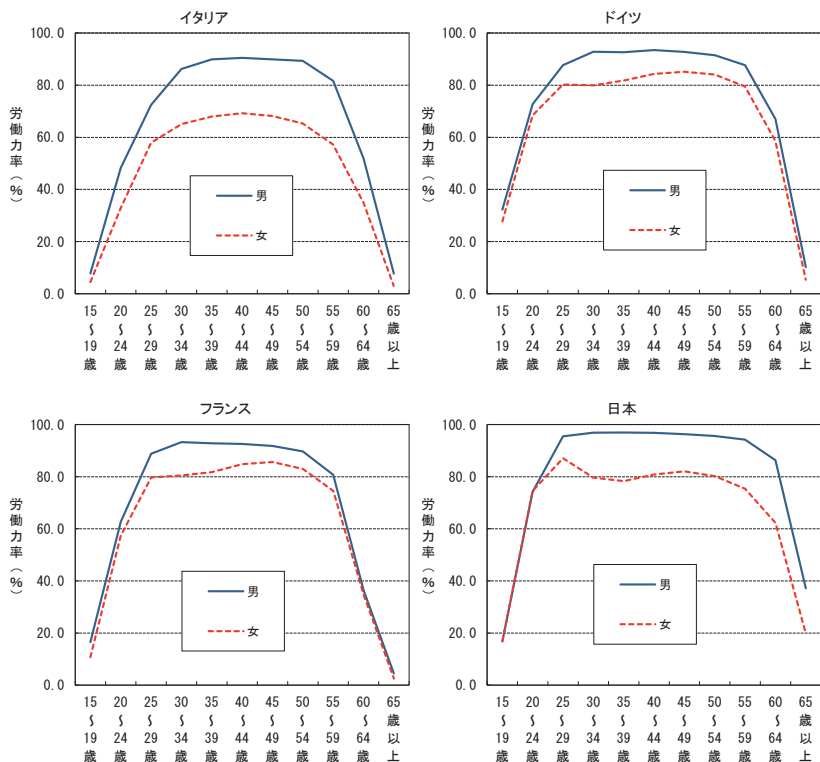
- ・ 労働力率：15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合

イ 男女、年齢（5歳階級）別労働力率の国際比較

男女共に65歳以上の労働力率が欧米諸国に比べ高い



諸外国の労働力率について、年齢5歳階級、男女別にみると、男性は、15～19歳では、カナダ（46.9%）、イギリス（40.3%）が高く、韓国（6.5%）、イタリア（7.8%）で低くなっており、日本は16.8%となっています。20～24歳では、カナダ（75.4%）、イギリス（74.9%）、日本（74.2%）で高くなっています。65歳以上では、日本は37.2%と、韓国（44.9%）に比べ低いものの、他の諸外国に比べ高くなっています。



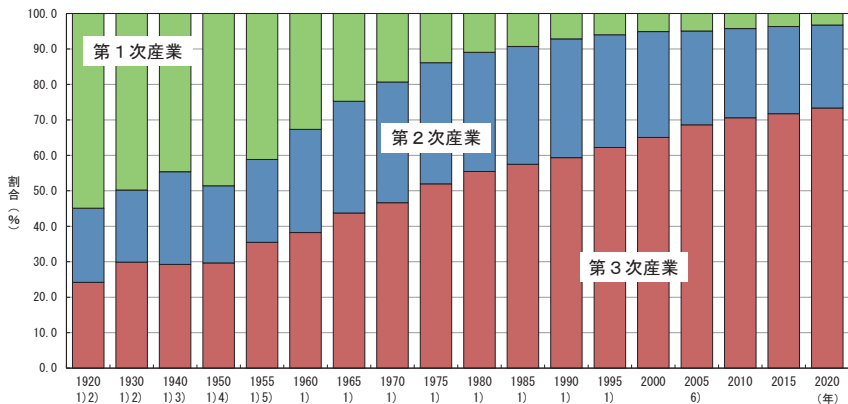
資料：OECD, "DATABASE in OECD Employment and Labour Market Statistics"による。
ただし、日本は令和2年国勢調査の結果（不詳補完値）による。

女性は、15～19歳では、カナダ（49.6%）、イギリス（40.9%）で高く、イタリア（4.5%）、韓国（8.0%）で低くなっており、日本は16.9%となっています。20～24歳では、日本（74.5%）、イギリス（74.2%）、カナダ（72.6%）で高くなっています。65歳以上では、日本は19.7%と、韓国（28.0%）に比べ低いものの、男性と同様に他の諸外国に比べ高い割合となっています。

女性の年齢5歳階級別の労働力率の型をみると、韓国では35～39歳を谷とするM字カーブで日本と近い型となり、イタリアでは40～44歳をピークとする谷のない型となっています。

(2) 就業者の産業（３部門）別割合

「第３次産業」の割合は戦後一貫して上昇



注) 2015年及び2020年は不詳補完値による。2010年以前の割合は、分母から「分類不能の産業」の者を除いて算出

1) 2000年の産業分類に組み替えた15歳以上就業者数を基に算出

2) 全年齢の有業者数

3) 韓国・朝鮮、台湾、樺太及び南洋群島以外の国籍の外国人を除く全年齢の「戦後人口」有業者数

4) 14歳以上就業者数。沖縄県の本土籍の日本人及び外国人を除く。

5) 5%抽出集計結果による14歳以上就業者数

6) 「平成17年国勢調査 新産業分類特別集計結果」による。

15歳以上就業者の「第1～3次産業」別割合の推移をみると、第2次世界大戦後の1950年には「第1次産業」が48.6%、「第2次産業」が21.8%、「第3次産業」が29.7%でした。その後、高度経済成長に伴って産業構成が変化し、「第1次産業」が急速に低下をしました。1985年に9.3%と1割を下回った以降も低下を続け、2020年には3.2%まで低下しています。「第2次産業」は、高度経済成長期には基幹産業として著しく上昇し、1975年には34.2%まで上昇しましたが、その後は低下傾向に転じ、2020年には23.4%となっています。一方、「第3次産業」は1950年以降一貫して上昇し、1975年には52.0%と5割を超え、2020年には73.4%と過去最高となっています。

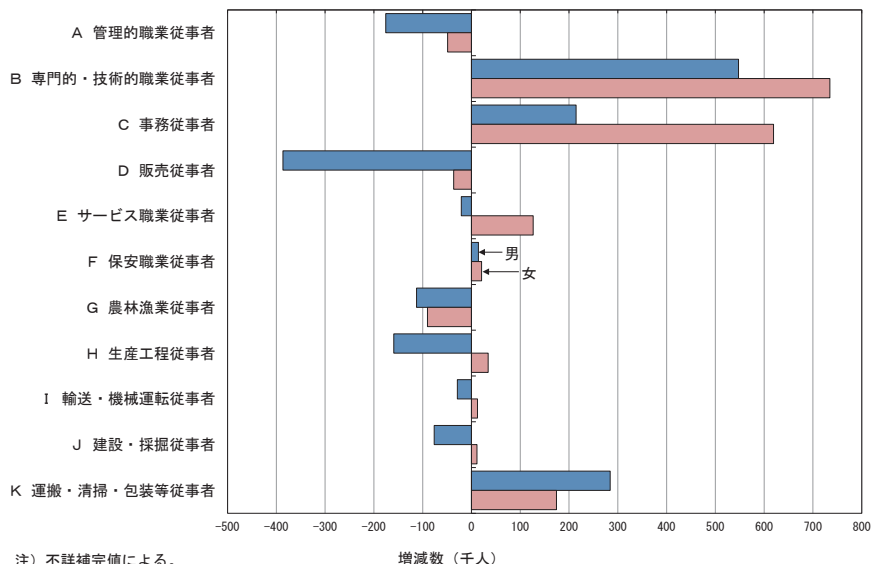
＜用語の解説＞

2020年の産業3部門の各部門に含まれる産業は、以下のとおりです。

- ・ 第1次産業：「農業、林業」及び「漁業」
- ・ 第2次産業：「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」及び「製造業」
- ・ 第3次産業：「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」及び「公務（他に分類されるものを除く）」

(3) 男女、職業（大分類）別就業者数

女性の「専門的・技術的職業従事者」が73万5千人増加



2020年の職業大分類別15歳以上就業者について、2015年と比べると、「専門的・技術的職業従事者」が128万2千人と最も増加しており、次いで「事務従事者」（83万4千人増）、「運搬・清掃・包装等従事者」（45万9千人増）などとなっています。

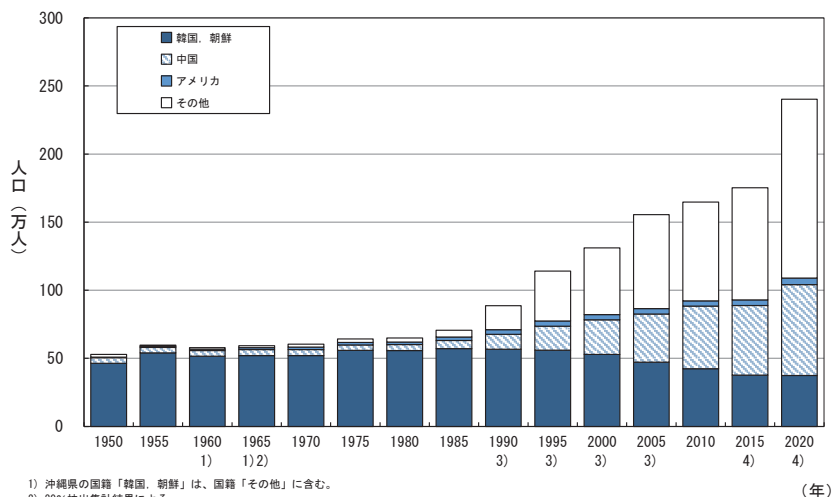
男女別にみると、男性は、「専門的・技術的職業従事者」が54万7千人と最も増加しており、次いで「運搬・清掃・包装等従事者」（28万4千人増）、「事務従事者」（21万4千人増）などとなっています。

女性は、「専門的・技術的職業従事者」が73万5千人と最も増加しており、次いで「事務従事者」（61万9千人増）、「運搬・清掃・包装等従事者」（17万4千人増）などとなっています。

5 外国人人口

国籍別外国人人口

国籍が「中国」の者が66万7千人と最も多い



1) 沖縄県の国籍「韓国、朝鮮」は、国籍「その他」に含む。

2) 20%抽出集計結果による。

3) 外国人に関する特別集計結果による。

4) 原数値によるため、不詳補完値とは一致しない。

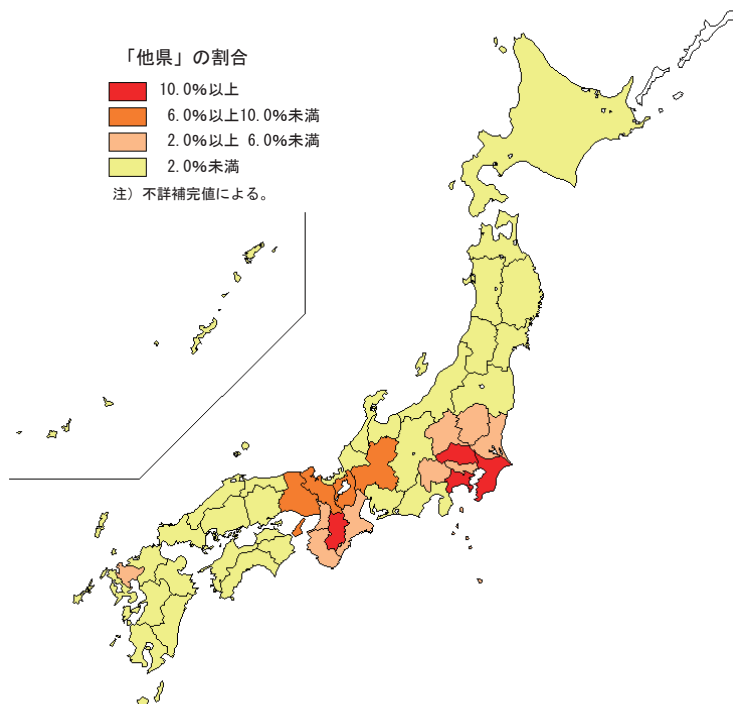
国勢調査では、外国人についても、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族並びに外国軍隊の軍人・軍属及びその家族を除いて調査の対象としています。

1950年以降の外国人人口を国籍別にみると、1950年から2005年まで最も多い国籍は「韓国、朝鮮」でしたが、2010年には「韓国、朝鮮」が42万人、「中国」が46万人となり、「中国」が「韓国、朝鮮」を上回りました。2020年は「中国」が66万7千人と最も多く、次いで「韓国、朝鮮」が37万5千人などとなっています。

6 従業地・通学地別人口

都道府県別の従業地・通学地別人口（2020年）

埼玉県、千葉県、奈良県及び神奈川県は、「他県」に通勤又は通学している者が人口の1割を上回っている



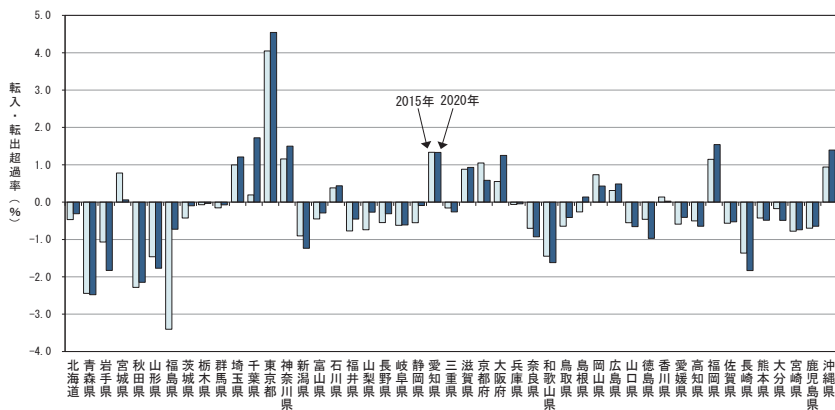
2020年の都道府県別人口に占める従業地・通学地別の割合について、「他市区町村」をみると、「他県」は埼玉県が16.8%と最も高く、次いで千葉県（15.4%）、奈良県（14.7%）、神奈川県（14.5%）となっており、4県が1割を上回っています。また、「県内」は東京都が33.6%と最も高く、次いで大阪府（29.5%）、愛知県（28.5%）などとなっています。「他県」及び「県内」を合わせた「他市区町村」は、東京都が38.3%と最も高く、次いで神奈川県（35.9%）、埼玉県（35.3%）などとなっています。

一方、「自市区町村」は島根県が55.8%と最も高く、次いで鹿児島県（53.3%）、宮崎県（53.3%）などとなっています。

7 移動人口

転入・転出の状況

転入超過率は東京都が4.5%と最も高く、転出超過率は青森県が2.5%と最も高い



注) 不詳補完値による。マイナス(－)は転出超過

2020年の転入・転出超過率をみると、転入超過率は、東京都が4.5%と最も高く、次いで千葉県(1.7%)、福岡県(1.5%)などとなっています。

転出超過率は、青森県が2.5%と最も高く、次いで秋田県(2.1%)、長崎県(1.8%)などとなっています。

《用語の解説》

- ・ 転入者：5年前の常住地が他県の者
- ・ 転出者：5年前の常住地が当該県で現在は他県に常住している者
- ・ 転入・転出超過数：転入者数から転出者数を差し引いた数
- ・ 転入・転出超過率：常住者(現住地による人口)に占める転入・転出超過数の割合

グラフをみる際の注意点

「Ⅳ 国勢調査でわかること」における割合・比率等は、分母から不詳を除いて算出しています。

V 国勢調査アラカルト

1 諸外国の国勢調査

(1) 人口センサスの歴史

国勢調査は、英語ではPopulation Census（人口センサス）と呼ばれています。センサスとは一般に、調査対象者を全て調べる調査のことを指し、「全数調査」とも呼ばれています。

このCensusの語源は、古代ローマにおいて、市民の登録（人口調査）、財産や所得の評価、税金の査定などを担当する職員の職名である Censere（ラテン語）とされており、これが転じてCensusになったといわれています。新約聖書には、ローマ皇帝アウグストゥスがセンサスを行ったという記述が見られます。

センサスの前身は、古代にさかのぼることができます。バビロニアにおいては、紀元前3000年ごろに財政目的で行われていた土地調査があります。また、エジプトにおいても、紀元前3050年ごろ、ピラミッド建設のために人口調査が行われたようです。中国においても、紀元前3000年ごろ、人口調査や土地調査のほかに、農工・商業に関する調査も行われたという記録も残されています。韓国では、紀元前後の三韓時代に人口調査が行われています。

日本でも、日本書紀に、調役の賦課のため、崇神天皇（10代天皇）によって人口調査が行われた（紀元前86年頃）と記されています。

このように、古くから、人口に限らず、土地や財産などについての調査が数多く行われてきましたが、これらは、徴税、徴兵、使役などの特定の目的のための情報収集として行われてきたため、全ての人口を調査する必要はなく、例えば、世帯主、納税者、徴兵年齢の男子など、目的を達成するために必要な特定の人だけの調査が行われました。その意味で、現代の国勢調査とは性格の異なるものです。

(2) 近代人口センサスの幕開け

17世紀に入ると、行政の基礎としての周期的な人口調査の必要性が説かれ、近代人口センサスの幕が開かれました。

近代人口センサスの基本的な要件は、

- ① 個人や世帯を特定したり管理したりするものではないこと
- ② 調査対象者の全てを数え上げること

③ 特定の時点における調べであること

を備えていることにあります。

世界で最初の近代人口センサスが、どこの国で行われたのかについて特定するのは難しいことです。しかし、法律に基づいて行われた最も古い近代人口センサスは、アメリカ合衆国のものと考えられています。

アメリカ合衆国では、1790年に、これらの要件を備えた全国的な人口センサスを実施しました。これは、アメリカ合衆国憲法に基づいて行われたものです。1787年に制定された合衆国憲法では、「下院議員及び直接税は、合衆国に加入する各州の人口数に応じてこれを各州に配分するものとする。（中略）人口数の算定は合衆国議会の第1回の開会から3年以内に行い、以後10年ごとに法律の定めるところによりこれを行う。」と定めており、この規定に基づいて、アメリカでは1790年以来10年ごとに人口センサスが実施されるようになりました。

また、19世紀に入ると、アメリカ合衆国以外でも次々と近代人口センサスが行われるようになりました。

～世界各国の第1回人口センサス実施年～

1790年	アメリカ合衆国	1859年	ルーマニア
1801年	イギリス、フランス、 デンマーク、ポルトガル	1861年	イタリア、ギリシャ
1815年	ノルウェー	1869年	ハンガリー
1818年	オーストリア	1871年	ドイツ、カナダ
1829年	オランダ	1877年	フィリピン
1837年	スイス	1881年	インド、ミャンマー、 オーストラリア
1846年	ベルギー	1883年	エジプト
1851年	ニュージーランド	1893年	ブルガリア
1857年	スペイン	1897年	ロシア

ちなみに、日本の第1回国勢調査は、アメリカ合衆国で行われた第1回人口センサスから130年後の1920年（大正9年）に行われました。

(3) 人口・住宅センサスに関する国際基準

各国が行う人口センサスの結果は、各種の行政を行うための基礎資料として利用されることはもちろんですが、国際的な視点から諸

外国の結果と比較することも重要なことです。

このような観点から、統計分野の国際機関は、人口センサスなどの統計資料の収集、分類、集計などに関する国際基準の作成に力を注いできています。

人口センサスに関する最初の勧告は、1853年にベルギーのブリュッセルで開催された第1回国際統計会議で採択されています。

また、1872年、ロシアのサンクトペテルブルグで開催された第8回会議では、人口センサスの方法、調査事項について、各国が最低限守るべきとされる次の国際基準を採択しました。

- ① 人口センサスには、もっぱら「センサス」という名称を用いるべきである。
- ② 人口センサスは、現在人口を調査すべきである。
- ③ 人口センサスは、10年ごとに行うべきである。
- ④ 人口センサスの実地調査は、24時間以内に完了すべきである。
- ⑤ 調査事項には次のものを含めるべきである。
 - 1) 氏名 2) 年齢 3) 性別 4) 世帯主との関係 5) 配偶者の有無 6) 職業 7) 宗教 8) 言語 9) 教育 10) 出生地及び国籍 11) 住居 12) 身体障がいの状態

その後、1897年にサンクトペテルブルグで開催された第6回国際統計協会（ISI）総会において、「世界各国の政府は、1872年の国際統計会議が採択した最低限の基準（上記の①～⑤）に従って、1900年に、そして可能な限り12月31日に、人口センサスを行う」ことが提案されました。

当時、この提案は日本にも伝えられ、日本でも国勢調査を実施する機運が高まりましたが、予算の制約などから実施は見送られました。前述のとおり、日本の第1回国勢調査は、1920年（大正9年）まで待たねばなりませんでした。

(4) 国際連合の世界人口・住宅センサス計画

今日では、国際連合が人口センサスに関する国際基準を取りまとめています。1950年から10年ごとに「世界人口・住宅センサス計画※」を展開、人口センサスの基本的な役割、定義、基本原則、調査方法、調査事項などをまとめた「人口・住宅センサスに関する原則及び勧告」を作成し、各国における人口センサスの実施を推進しています。我が国における国勢調査もこの勧告に沿って実施しています。

「人口・住宅センサスに関する原則及び勧告 第3版」（国際連合）
に盛り込まれたセンサス把握事項

A. 地理的及び国内人口移動の属性
(1) 常住地
(2) センサス時の現在地
(3) 出生地
(4) 居住期間
(5) 前住地
(6) 過去の特定期日における居住地
(7) 総人口
(8) 所在区域
(9) 都市部及び農村部
B. 国際人口移動の属性
(1) 出生国
(2) 市民権
(3) 市民権の取得
(4) 入国年又は入国時期
C. 世帯及び家族の属性
(1) 世帯の基準世帯員との続き柄
(2) 世帯及び家族の構成
(3) 世帯及び家族の状態
D. 人口統計的及び社会的な属性
(1) 性別
(2) 年齢
(3) 配偶関係
(4) 宗教
(5) 言語
(6) 民族性
(7) 先住民族
(8) 障がい度
E. 出生及び死亡
(1) 既往出生児
(2) 生存児
(3) 最終の出産児の出生日
(4) 過去12か月間の出産
(5) 過去12か月間の出生児の死亡
(6) 初婚時の年齢、その日付又は継続期間
(7) 第1児出産時の母親の年齢
(8) 過去12か月間の世帯の死亡者
(9) 母親又は父親の生存の有無
F. 教育属性
(1) 読み書き能力
(2) 在学状況
(3) 最終学歴
(4) 教育・訓練分野及び教育上の資格
G. 経済的属性
(1) 労働力状態
(2) 従業上の地位
(3) 職業
(4) 産業
(5) 従業地
(6) 雇用の制度的部門
(7) 就業時間
(8) 自己使用の物品の生産への参加
(9) 所得
H. 農業
(1) 自営の農業生産
(2) 前年の全ての農業職の属性

2020年ラウンド（2015年～2024年）においては、2015年に「2020年ラウンド世界人口・住宅センサス計画」が決議されました。本決議では、人口・住宅センサスを、包括的社会経済開発及び環境持続可能性を狙いとした政策及び計画の策定、実施及びモニタリングに必要とされるデータの一次情報源の一つとして承認しており、加盟各国が2015年～2024年の期間中に最低1回は人口センサスを実施することが勧告されていました。2020年ラウンドにおいては、日本を含め200以上の国と地域で人口センサスが実施されました。

※1950年は、「世界人口センサス計画」として実施され、1960年から住宅センサスも加わり、現在の形となりました。

2 国勢調査こぼれ話

(1) 「国勢調査」の名前はいつできた？

「国勢調査」は、英語の“Population Census”の訳語とされており、全国的な人口の全数調査を意味しています。

当初は、民口調査など、様々な訳があったようです。これを年代別に見てみると、次のようになります。

人口取調之法	1873年（明治6年）	杉亨二 建議書中
人口ノ大検査	1874年（明治7年）	津田真道 訳書中
現在人別調	1879年（明治12年）	甲斐国現在人別調
戸口調査	1886年（明治19年）	原敬 書中
民口調査	1889年（明治22年）	呉文聡 訳書中
国勢大調査 （又は国勢調査）	1893年（明治26年）	臼井喜之作 学会誌論文中
民勢大調査	1896年（明治29年）	渡辺洪基ほか 請願書中
国勢調査	1896年（明治29年）	衆議院及び貴族院 建議案中

これによると、我が国で最初に「国勢調査」という言葉が公式に使用されたのは、1896年（明治29年）ということになり、また、個人としては、1893年（明治26年）の臼井喜之作ということになります。

もっとも、臼井喜之作の論文の中に、「彼の日本新聞は客年既に国勢調査の必要を論じて曰く」という文があり、日本新聞が、実際に「国勢調査」という言葉を使用したとすれば、これが、我が国で最初の使用例となります。なお、明治29年以降も、民勢調査、人口調査などの言葉が使われたようですが、中には、「詮査ス」、「詮察ス」のように、英語のセンサスを漢字に当てはめたようなものま

でありました。このようにいろいろあった“Population Census”の日本語訳も、1902年（明治35年）12月、「国勢調査ニ関スル法律」が成立して以来、「国勢調査」として定着することとなりました。

統計院設置建議書（明治14年）

明治14年、当時の参議であった大隈重信侯は、統計の重要性に鑑み「統計院設置の件」を建議しました。大隈侯は、その建議書の冒頭において、

「げんざい現在ノ^{こくせい}国勢ヲ^{しょうめい}説明セザレバ^{せいふすなわ}政府則チ^{しせい}施政ノ^{べん}便ヲ^{うしな}失フ

^か過去施政ノ^{けつか}結果ヲ^{かんしやう}鑑照セザレバ^{せいふ}政府其政策ノ^{そのせいさく}利弊ヲ^{りへい}知ルニ^{よし}由ナシ

（中略）

^{げんざい}現在ノ^{こくせい}国勢ヲ^{いちもく}一目ニ^{めいりやう}明瞭ナラシムル^{もの}者ハ、^{とうけい}統計ニシクハナシ」

（現在の国の情勢を詳細に明らかにしなければ、政府は政治を執り行うことができない。また、過去の施政の結果と比較してみなければ、政府はその政策のよしあしを知ることができない。

（中略）

現在の国の情勢を一目でわかるように明瞭にできるものとして、統計に及ぶものはない。）

と、「国勢」という言葉を用いて統計の重要性を訴えました。

(2) 「国勢」とはどんな意味？

国勢調査の「国勢」を訓読みして、「国のいきおい」を調べる調査ととられがちです。しかし、1896年（明治29年）3月に、衆議院と貴族院で決議された「国勢調査ニ関スル建議」によると、「国勢調査ハ全国人民ノ現状即チ男女年齢職業（中略）家別人別ニ就キ精細ニ現実ノ状況ヲ調査スルモノニシテタビ此ノ調査ヲ行フトキハ全国ノ情勢之ヲ掌上ニ見ルヲ得ベシ」とあります。つまり、“国勢”とは、「国の情勢」という意味です。

～こくぜい調査？～

「国ぜい調査って又出すほうですか？」

「国勢と国税は似て非なるもの。出すものが違います。世帯のありのままを書き出すのです。」

「国勢調査宣伝歌謡集」に、こんな一口噺が掲載されています。

(3) 「国勢調査」の始まりは？

ア 「国勢調査ニ関スル法律」の制定（1902年（明治35年））

我が国の国勢調査の原型は、1879年（明治12年）、杉亨二が中心となって現在の山梨県で行った「甲斐国現在人別調」といわれています。

この調査は、全国的な国勢調査（人口センサス）の実施に向けての試験調査として行われましたが、当時の財政事情、統計への理解が十分に浸透していなかったことなどから、本調査への歩みは遅々として進みませんでした。

日清戦争（1894年8月～1895年4月）も終わった1895年（明治28年）9月、国際統計協会から、「1900年（明治33年）世界人口センサス」への参加の働きかけがあり、これを契機として、本格的に国勢調査の実施を目指した運動が始められました。

こうした動きを受けて、1896年、貴族院及び衆議院で、「国勢調査ニ関スル建議」が可決され、この建議から6年後の1902年（明治35年）になって、ようやく「国勢調査ニ関スル法律」が、成立、公布されました。なお、この法律は、当時としては珍しい議員提出によるものでした。

イ 第1回は1920年（大正9年）一国を挙げての大事業ー

1902年（明治35年）に公布された「国勢調査ニ関スル法律」によると、第1回国勢調査は、1905年（明治38年）に行われることになっていましたが、日露戦争（1904年～1905年）のため、実施は見送られました。

その10年後の1915年（大正4年）も、前年から日本も参戦した第1次世界大戦の影響で実施が見送られてしまいました。

その後、1917年（大正6年）に、衆議院で「国勢調査施行ニ関スル建議」が可決され、1918年（大正7年）には国勢調査実施のための経費が認められるなど、第1回国勢調査へ向けての実施体

制が整えられました。

そして、1920年（大正9年）、待望の第1回国勢調査が原敬内閣の下で行われました。原敬は、1885年（明治18年）に外務省の書記官としてパリの公使館に赴任し、フランスの1886年人口センサスを目の当たりにした経験から、「人民の数が租税や行政の種々の法律を実施すべき基礎となることから、国勢調査は直接に立法上に関係を有する」と国勢調査の重要性を強く認識していました。1920年となった理由の一つは、1920年が10年ごとに行われる世界人口センサスの年でもあったためようです。

第1回国勢調査は、計画から実施まで、長い年月が費やされましたが、「甲斐国現在人別調」から41年、法律制定から18年、アメリカ合衆国の第1回人口センサスの実施から実に130年の歳月を要したことになります。それだけに、内閣から任命された26万人もの調査員を始めとする当時の統計関係者はもちろんのこと、国民も「文明国の仲間入り」を合言葉に、大変な意気込みで、この調査に臨みました。

その意気込みを示すように、各地で名士による講演会、新聞の華々しい報道、旗行列、花電車、さらにチンドン屋までが広報活動を行いました。また、調査の日時である10月1日午前零時の前後には、各地でサイレンや大砲が鳴り、お寺やお宮では鐘、太鼓を鳴らし、文字どおり鳴り物入りの「国を挙げての一大行事」となったようです。

また、当時としては珍しいポスターも各地にはり出されましたが、その文章をみると、国勢調査の目的、回答の方法、調査する事柄などをいかに分かりやすく伝えるか、当時の担当者の苦心の跡がうかがえます。その一部は次のとおりですが、ふりがな付きで分かりやすい文章が書かれており、役人的でなくて良いと評判だったそうです。



「^{よのなか} 国勢調査は^{ありさま} 社会の実況を知る為に行ふので^{ぜいきん} 課税でも
^{ざいにん} 犯罪を^{ざいにん} 探す為でもあります」

第1回国勢調査記念章の制定

大日本帝国憲法の栄典制度として記章がありました。

記章には、従軍記章と記念章の2種類がありましたが、記念章は明治22年の帝国憲法発布記念章、大正4年、昭和3年の大正記念章、昭和15年の紀元2600年祝典記念章のように、国家、皇室の行事の記念の表彰として制定されたもので、11種の記念章が制定されていました。

第1回国勢調査記念章は、第1回国勢調査の事業に関与した者及び第1回国勢調査の事業に伴う要務に関与した者に授与するため、国勢調査実施の翌年の大正10年6月27日勅令第272号で制定されたものです。記念章は、菊花の輪郭の内に戸籍の巻物を手にした大化年間国司の立像を配した直径1寸（約3cm）の青銅と、中央が白、左右が紫、両端が白の幅1寸2分（約3.6cm）の綬からできています。この記念章については、国勢院総裁から内閣総理大臣あての大正10年9月30日の国勢調査事務経過概要に、「今次の国勢調査の為特に記念章を制定せられたるは、第1回国勢調査は本邦創始の事業にして将来大正の御代の徴ともなるべき文化事業なると、本事業の施行により関係諸国が驚くべき熱心を以て相率ゐて国家奉仕の精神を発揮したるを表彰記念せらるるの主意に外ならざるへし」と記されています。

大正12年10月30日の国勢調査事務経過概要によると、大正12年10月現在の記念章授与総数は264,314人との記述があります。



ウ 調査は5年ごとに実施

1902年（明治35年）に成立、公布された「国勢調査ニ関スル法律」によると、当初、国勢調査は10年ごとに行うことになっていました。

しかし、10年ごとでは急激な社会経済の変化を把握することは難しく、各種施策の基礎資料として不十分であるとして、第1回

国勢調査の2年後に当たる1922年（大正11年）の法律改正により、5年ごとに行うこととされました。

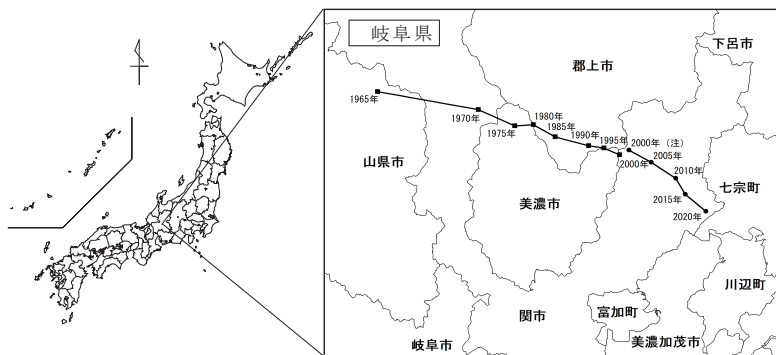
さらに、第2次世界大戦後の1947年（昭和22年）、「統計法」（平成19年改正前の旧統計法を指します。）の制定に際し、国勢調査の実施については、この「統計法」（旧統計法）で規定されることとなり、これが現在の「統計法」に引き継がれ、現在に至っています。

なお、1945年（昭和20年）の国勢調査は、戦争の影響で実施されませんでした。1947年3月に公布された「統計法」（旧統計法）の規定により、1947年に臨時の国勢調査が実施されました。1950年（昭和25年）以降は、5年ごとに実施されています。

（4）日本のヘソ（人口重心）は、どこ？

日本の人口重心とは、日本中に住む全ての人が同じ体重と仮定して日本地図の上に乗った場合に、その地図を一点でバランスを崩さずに支えられる点のことです。人間の身体でいえば「ヘソ」に当たる地点のことです。国勢調査のデータを使って計算すると、日本のヘソ（人口重心）を求めることができます。

令和2年国勢調査による我が国の人口重心は、東経137度03分20.44秒、北緯35度34分03.64秒となっており、これは岐阜県関市立武儀小学校（東経137度00分40.60秒、北緯35度35分08.15秒）から東南東へ約4.5kmの位置にあります。2015年の人口重心（東経137度02分15.84秒、北緯35度34分51.44秒）に比べ、南東へ約2.2km（東へ約1.6km、南へ約1.5km）移動しています。



注) 2005年から人口重心の算出方法を変更しており、2000年～2005年の移動距離を算出するため、2005年以降の算出方法により遡及計算したものと

我が国の人口重心の動きを長期的にみると、首都圏への人口の転入超過が続いてきたことなどにより、おおむね東南東方向へ移動しています。国勢調査の行われる5年ごとの人口重心の移動距離は、1965年～1970年に東へ約8.3km移動したのを最長に、その後は約1～3kmの移動となっており、2000年以降の我が国の人口重心は、現在の関市となっています。

(5) 夜間人口と昼間人口

国勢調査では、それぞれの人が住んでいる場所（常住地）による統計が作成されるほか、通勤・通学をしている人については、その通勤・通学先（従業地・通学地）で集計した統計も作成しています。

常住地による人口は、人が寝泊まりする場所での人口となるので、「夜間人口」とも呼ばれます。また、従業地・通学地による人口は、昼間に活動している場所での人口となるので、「昼間人口」とも呼ばれます。

昼間人口は、調査事項の一つである「従業地又は通学地」を用いて市区町村別に集計・公表します。

算出方法は、次のとおりです。ただし、他の市区町村からの買物客などの不規則な移動者は含まれていません。

A市の昼間人口＝A市の常住人口（夜間人口：A市で調査された人）

－（A市から他の市区町村へ通勤・通学している人）

＋（他の市区町村からA市へ通勤・通学している人）

昼間人口に関する統計は、様々な分野で利用されています。

例えば、水道や下水道などの公共的な施設、サービスの配置や供給計画などをきめ細かく立案するためには、夜間人口と昼間人口の両方を考えて行う必要があります。加えて、防災対策や避難場所の確保も、この両方の人口を考えて行う必要があります。

このように、通勤・通学人口の流れと方向を表す昼間人口に関する統計は、交通体系の整備、経済的機能の分析などのための重要な基礎資料として利用されています。

国勢調査の調査事項の変遷（大正9年調査～令和7年調査）

大正9年 (第1回国勢調査)	大正14年 (簡易調査)	昭和5年 (大規模調査)	昭和10年 (簡易調査)
氏名	氏名	氏名	氏名
世帯における地位	—	世帯における地位	—
男女の別	男女の別	男女の別	男女の別
出生の年月日	出生の年月	出生の年月日	出生の年月日
配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係
国籍又は国籍	—	国籍又は国籍	—
—	—	—	—
出生地	—	出生地	常住地
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
職業及び職業上の地位	—	職業	—
本業及び本業上の地位	—	本業	—
—	—	職業	—
—	—	所属の産業	—
—	—	失業	—
—	—	従業の場所	—
副業及び副業上の地位	—	副業	—
—	—	職業	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
準世帯の種類及び名称	世帯の種類	準世帯の種類及び名称	準世帯の種類及び名称
世帯人員	—	世帯人員	世帯人員
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	住居の室数	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

昭和15年 (大規模調査)	昭和22年 (臨時調査)	昭和25年 (大規模調査)
氏名	氏名	氏名
世帯における地位	—	世帯主との続き柄
男女の別	男女の別	男女の別
出生の年月日	出生の年月日と数え年	出生の年月日
配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係
国籍又は国籍	国籍又は出生地	国籍又は出身地
—	—	一時現在者
出生地	—	出生地
—	—	—
—	—	—
指定技能		
指定の職業	—	—
現 職		
職 名	—	—
従業期間		
前 職		
職 名	—	—
従業期間		
指定の学歴	—	在学か否かの別と在学年数
—	—	初婚か否かの別
—	—	結婚年数
—	—	出生児数
—	就業状態	就業状態
—	就業日数	就業時間
事業主なりや否やの別	従業上の地位	従業上の地位
家族従業者なりや否やの別	所属の産業	所属の事業所の名称及び
事業所（勤務先を含む）名		事業の種類
事業所の事業種目		
	職業	仕事の種類
自己の勤務する部門の事業種目	追加就業希望とその理由	—
職名		
—	—	—
—	—	—
—	—	—
昭和12年7月1日の	失業者について	
事業所（勤務先を含む）名	就業の経験の有無	
事業所の事業種目	失業前の従業上の地位	—
自己の勤務する部門の事業種目	失業前の所属の産業	—
職名	失業前の職業	
兵役の関係	引揚者が否かの別	引揚者が否かの別
—	身体障害の状況	—
本籍地	—	調査時に在不在の別
		不在の理由
準世帯の種類及び名称	—	世帯の種類
世帯人員	—	世帯人員
—	—	—
—	—	住居の種類
		住宅の所有の関係
—	—	—
—	—	居住室の畳数
—	—	—
—	—	—

昭和30年 (簡易調査)	昭和35年 (大規模調査)	昭和40年 (簡易調査)
氏名	氏名	氏名
世帯主との続き柄	世帯主との続き柄	世帯主との続き柄
男女の別	男女の別	男女の別
出生の年月日	出生の年月日	出生の年月
配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係
国籍	国籍	国籍
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	1年前の常住地	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	教育	—
—	—	—
—	結婚年数	—
—	出生児数	—
就業状態	就業状態	就業状態
—	就業時間	—
従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位
所属の事業所の名称及び	所属の事業所の名称及び	所属の事業所の名称及び
事業の種類	事業の種類	事業の種類
—	—	—
仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類
—	—	—
事業所の所在地	従業地又は通学地	従業地又は通学地
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類
—	準世帯の種類	—
世帯人員	世帯人員	世帯人員
—	家計の収入の種類	—
住居の種類	住居の種類	住居の種類
住宅の所有の関係	住宅の所有の関係	—
—	—	居住室数
居住室の量数	居住室の量数	居住室の量数
—	—	—
—	—	—

昭和45年 (大規模調査)	昭和50年 (簡易調査)	昭和55年 (大規模調査)	昭和60年 (簡易調査)
氏名	氏名	氏名	氏名
世帯主との続き柄	世帯主との続き柄	世帯主との続き柄	世帯主との続き柄
男女の別	男女の別	男女の別	男女の別
出生の年月	出生の年月	出生の年月	出生の年月
配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係
国籍	国籍	国籍	国籍
—	—	—	—
—	—	—	—
現住居への入居時期	—	現住居への入居時期	—
従前の常住地	—	従前の常住地	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
教育	—	教育	—
—	—	—	—
結婚年数	—	—	—
出生児数	—	—	—
就業状態	就業状態	就業状態	就業状態
—	—	—	—
従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位
所属の事業所の名称及び 事業の種類	所属の事業所の名称及び 事業の種類	所属の事業所の名称及び 事業の種類	所属の事業所の名称及び 事業の種類
仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類
—	—	—	—
従業地又は通学地	従業地又は通学地	従業地又は通学地	従業地又は通学地
利用交通手段	—	利用交通手段	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類
世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員
家計の収入の種類	—	家計の収入の種類	—
住居の種類	住居の種類	住居の種類	住居の種類
居住室数	居住室数	居住室数	居住室数
居住室の畳数	居住室の畳数	居住室の畳数	居住室の畳数
—	—	—	—
—	—	住宅の建て方	住宅の建て方

平成 2 年 (大規模調査)	平成 7 年 (簡易調査)	平成12年 (大規模調査)	平成17年 (簡易調査)
氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍 — — — 5 年前の住居の所在地 — — — 教育 — — — 就業状態 — 従業上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類 仕事の種類 — 従業地又は通学地 利用交通手段 通勤時間又は通学時間 — — — — — — 世帯の種類 世帯人員 家計の収入の種類 住居の種類 居住室数 — 住宅の床面積 住宅の建て方	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍 — — — — — — — 就業状態 — 従業上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類 仕事の種類 — 従業地又は通学地 — — — — — — 世帯の種類 世帯人員 — 住居の種類 居住室数 — 住宅の床面積 住宅の建て方	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍 — 現住居での居住期間 5 年前の住居の所在地 — — — 教育 — — — 就業状態 就業時間 従業上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類 仕事の種類 — 従業地又は通学地 利用交通手段 — — — — — 世帯の種類 世帯人員 家計の収入の種類 住居の種類 — — 住宅の床面積 住宅の建て方	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍 — — — — — — — 就業状態 就業時間 従業上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類 仕事の種類 — 従業地又は通学地 — — — — — — 世帯の種類 世帯人員 — 住居の種類 — — 住宅の床面積 住宅の建て方

平成22年 (大規模調査)	平成27年 (簡易調査)	令和 2 年 (大規模調査)	令和 7 年 (簡易調査)
氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍 — — 現住居での居住期間 5 年前の住居の所在地 — — — 教育 — — — 就業状態 — 従業上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類 — 仕事の種類 — — 従業地又は通学地 利用交通手段 — — — — — — 世帯の種類 — 世帯人員 — 住居の種類 — — 住宅の床面積 住宅の建て方	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍 — — 現住居での居住期間 5 年前の住居の所在地 — — — — 就業状態 — — — 就業状態 — 従業上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類 — 仕事の種類 — — 従業地又は通学地 — — — — — — 世帯の種類 — 世帯人員 — 住居の種類 — — — 住宅の建て方	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍 — — 現住居での居住期間 5 年前の住居の所在地 — — — 教育 — — — 就業状態 — 従業上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類 — 仕事の種類 — — 従業地又は通学地 利用交通手段 — — — — — — 世帯の種類 — 世帯人員 — 住居の種類 — — — 住宅の建て方	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍 — — 現住居での居住期間 5 年前の住居の所在地 — — — 教育 — — — 就業状態 — 従業上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類 — 仕事の種類 — — 従業地又は通学地 — — — — — — 世帯の種類 — 世帯人員 — 住居の種類 — — — 住宅の建て方

国勢調査が行われた年のビッグニュース

「十年一昔」という言葉がありますが、世の中の変化をとらえるのに、5年というのは、ちょうど適当な期間ではないでしょうか。

そこで、第1回の国勢調査が行われた大正9年以来、各回の国勢調査が行われた年の出来事や世相等を取り上げ、時代の流れを振り返ってみたいと思います。

大正9年（1920年）

- ・ 国際連盟発足
- ・ ベルサイユ条約発効
- ・ 戦後恐慌（第1次世界大戦後の反動恐慌）
- ・ 我が国初のメーデー
- ・ 第1回東京箱根間往復大学駅伝競走（箱根駅伝）
（世 相） 明治神宮創立、サンガー夫人来日
（流行歌） しゃぼん玉、聞け万国の労働者
（流行語） 示唆運動、西にレーニン東に原敬

大正14年（1925年）

- ・ 治安維持法制定
- ・ 普通選挙法公布
- ・ NHK東京放送局本放送開始
- ・ 東京6大学野球リーグ開始
- ・ 山手線環状運転開始
（世 相） ダンス大流行、剣劇ブーム、オムライス
（流行歌） 証誠寺の狸囃子、あの町この町
（流行語） 円タク、トロッキスト

昭和5年（1930年）

- ・ ロンドン軍縮会議
- ・ 金解禁実施
- ・ 昭和恐慌、米価・生糸暴落
- ・ 浜口首相遭難事件
- ・ サッカー第1回ワールドカップ開催（ウルグアイ）
（世 相） エロ・グロ・ナンセンス、カフェー
（流行歌） 曾長の娘、祇園小唄
（流行語） 銀ブラ、ルンペン

昭和10年（1935年）

- ・ 天皇機関説事件
- ・ 国体明徴声明
- ・ 相沢中佐事件
- ・ 第2次ロンドン軍縮会議
- ・ 初の年賀郵便切手発行
 - （世 相） 第1回芥川賞・直木賞、ムーランルージュ全盛
 - （流行歌） 二人は若い、明治一代女
 - （流行語） 人民戦線、国体明徴

昭和15年（1940年）

- ・ 仏印進駐
- ・ 日独伊三国同盟成立
- ・ 大政翼賛会・大日本産業報国会創設
- ・ 三宅島噴火
- ・ 東京オリンピック（夏季）、札幌オリンピック（冬季）中止
 - （世 相） 国民服、米・味噌・マッチ切符制
 - （流行歌） 紀元二千六百年の歌、湖畔の宿
 - （流行語） ぜいたくは敵だ、一億一心

昭和22年（1947年）

- ・ 学校教育法施行（六三三制発足）
- ・ 学校給食開始
- ・ 日本国憲法施行
- ・ 統計法、労働基準法公布
- ・ 最高裁判所設置
 - （世 相） インフレ、共同募金、百万円宝くじ、
関東大水害（カスリーン台風）
 - （流行歌） 鐘のなる丘、山小屋の灯
 - （流行語） 斜陽族、カリキュラム

昭和25年（1950年）

- ・ 朝鮮戦争勃発
- ・ 千円札発行
- ・ 公職選挙法公布
- ・ 年齢のとなえ方に関する法律施行（数え年から満年齢に）
- ・ プロ野球2リーグ制、第1回日本シリーズ
 - （世 相） 朝鮮動乱特需、パチンコ
 - （流行歌） 白い花の咲くころ、夜来香
 - （流行語） 金へん、おおミステーク

昭和30年（1955年）

- ・ アジア・アフリカ会議開催
- ・ 第5回国際家族計画会議東京開催
- ・ ガット（GATT）加盟
- ・ 新潟大火
- ・ 自由民主党結党
 - （世 相） 神武景気、マンボスタイル、三種の神器
 - （流行歌） お富さん、りんどう峠
 - （流行語） 太陽族、兵隊の位に直すと

昭和35年（1960年）

- ・ 新日米安保条約調印
- ・ カラーテレビ本放送開始
- ・ インスタントコーヒー発売
- ・ 三池争議
- ・ 所得倍增計画
 - （世 相） ローマオリンピック男子体操金メダル、安保騒動、社会党浅沼委員長刺殺
 - （流行歌） 潮来笠、誰よりも君を愛す
 - （流行語） ZENGAKUREN、がめつい奴

昭和40年（1965年）

- ・ 日韓基本条約締結
- ・ 朝永博士ノーベル物理学賞受賞
- ・ 初の国産旅客機YS-11就航
- ・ 名神高速道路全線開通
- ・ プロ野球第1回ドラフト会議
 - （世 相） 不況、夢の島ハエ退治、エレキギター
 - （流行歌） 柔、知りたくないの
 - （流行語） しごき、おれについてこい、期待される人間像

昭和45年（1970年）

- ・ 核拡散防止条約発効
- ・ 日本万国博覧会（大阪万博）開催
- ・ よど号ハイジャック事件
- ・ 日本山岳会登山隊エベレスト登頂（日本人初）
- ・ 三島由紀夫割腹自殺
 - （世 相） 公害問題深刻化、歩行者天国スタート
 - （流行歌） 港町ブルース、走れコタロー
 - （流行語） ヘドロ、ハイジャック

昭和50年（1975年）

- ・ 沖縄国際海洋博覧会開催
- ・ 完全失業者100万人突破
- ・ 国際婦人年世界会議開催
- ・ 山陽新幹線博多まで開通
- ・ 日本女子登山隊エベレスト登頂（女性世界初）
（世 相） 学習塾過熱、暴走族
（流行歌） シクラメンのかほり、
港のヨーコ・ヨコハマ・ヨコスカ
（流行語） あんたあの子の何なのさ、赤ヘル軍団、オヨヨ

昭和55年（1980年）

- ・ 一億円拾得事件
- ・ イラン・イラク戦争
- ・ 冷害、長雨、農作物被害史上最大
- ・ 長嶋監督辞任、王選手引退
- ・ 自動車生産台数1000万台突破
（世 相） 竹の子族、五無主義
（流行歌） ダンシング・オールナイト、ランナウェイ、
贈る言葉
（流行語） それなりに、カラスの勝手でしょ、
クリスタル族

昭和60年（1985年）

- ・ 国際科学技術博覧会（つくば'85）開催
- ・ 男女雇用機会均等法成立
- ・ 青函トンネル貫通、関越自動車道全線開通
- ・ 豊田商事事件
- ・ 日本電信電話公社、日本専売公社の民営化（NTT、JT）
（世 相） 花金（週休2日制広がる）、阪神フィーバー
（流行歌） ミ・アモーレ、俺ら東京さ行くだ、
悲しみにさよなら
（流行語） 実年、パフォーマンス、ダッチロール、
投げたらあかん

平成2年（1990年）

- ・ 天皇陛下即位の礼
- ・ 国際花と緑の博覧会開催
- ・ 東西ドイツの統一
- ・ イラクによるクウェート侵攻
- ・ 雲仙普賢岳噴火
 - （世 相） ちびまる子ちゃんブーム、バブル経済
 - （流行歌） おどるポンポコリン、愛は勝つ、
クリスマス・イブ
 - （流行語） 成田離婚、おやじギャル、濡れ落ち葉族

平成7年（1995年）

- ・ 世界貿易機関（WTO）発足
- ・ 阪神・淡路大震災
- ・ 地下鉄サリン事件
- ・ 沖縄米兵少女暴行事件
- ・ Windows95日本語版発売
 - （世 相） ボランティア元年、世界都市博覧会中止
 - （流行歌） Overnight Sensation、ずるい女
 - （流行語） 無党派、がんばろうKOBE、NOMO

平成12年（2000年）

- ・ 介護保険制度
- ・ シドニーオリンピックで高橋尚子選手が日本女子陸上史上初の金メダル
- ・ 三宅島噴火、有珠山噴火
- ・ 九州・沖縄サミット
- ・ 2000円札発行
 - （世 相） パラパラ、2000年問題
 - （流行歌） TSUNAMI、桜坂、SEASONS
 - （流行語） IT革命、おっはー

平成17年（2005年）

- ・ 京都議定書発効
- ・ 愛知万博開催
- ・ 個人情報保護法全面施行
- ・ 耐震強度偽装事件
- ・ プロ野球セ・パ交流戦開始
 - （世 相） クールビズ、郵政民営化法案成立
 - （流行歌） 青春アミーゴ、粉雪、四次元 Four Dimensions
 - （流行語） 小泉劇場、想定内（外）、刺客、
ちょいワルオヤジ

平成22年（2010年）

- ・ 日本年金機構発足
- ・ 小惑星探査機「はやぶさ」帰還、金星探査機「あかつき」金星到達
- ・ 尖閣諸島中国漁船衝突事件
- ・ 羽田空港新国際線ターミナル供用開始
- ・ 関西広域連合発足
 - （世 相） 観測史上1位の猛暑、熱中症多発
 - （流行歌） ヘビーローテーション、トイレの神様、ありがとう
 - （流行語） ゲゲゲの～、AKB48、イクメン

平成27年（2015年）

- ・ 北陸新幹線開業
- ・ 公職選挙法改正案が可決成立（選挙権の年齢を20歳以上から18歳以上へ引き下げ）
- ・ マイナンバー通知開始
- ・ パリ同時多発テロ事件
- ・ 第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）パリ協定
 - （世 相） 訪日外客数と出国日本人数の逆転
 - （流行歌） R.Y.U.S.E.I.、トリセツ、あったかいんだからぁ♪
 - （流行語） トリプルスリー、爆買い、五郎丸（ポーズ）

令和2年（2020年）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大、緊急事態宣言発令
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック1年延期
- ・ 菅首相誕生 新内閣発足
- ・ アニメ映画「鬼滅の刃」、国内最速で興行収入100億円突破
- ・ 将棋の藤井聡太七段が最年少タイトル
 - （世 相） 新型コロナウイルス感染症拡大
 - （流行歌） 紅蓮華（Lisa）、I Love...（Official髭男dism）
 - （流行語） 3密、愛の不時着、あつ森

国勢調査の名前にちなんで

国勢橋

熊本県小国町にある「国勢橋」は、旧都市計画法による区画整理に合わせて建造し、大正9年にしゅん工した橋で、第1回国勢調査（大正9年）を記念して「国勢橋」の名称が付けられました。

建設当初は木造でしたが、昭和7年に石造により架設されて現在に至っています。



令和 7 年国勢調査実施計画の策定の経緯

令和 7 年国勢調査の企画に当たっては、社会状況の変化を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上等を図るため、①インターネット回答の更なる推進、調査員事務の円滑化、調査困難地域における調査方法、②システムの改善などを通じた地方事務負担の軽減、③広報・調査環境整備、調査員確保対策の充実・強化等に対応すべく様々な観点からの検討や試験調査による検証等を実施し、調査方法等について様々な見直しを行ってきました。

・ 外部有識者等による検討

令和 7 年国勢調査の企画に関する事項、調査環境、調査の広報など、国勢調査に関する様々な課題について、有識者や関係者と検討を進めるため、「令和 7 年国勢調査有識者会議」を開催しています。また有識者会議の下に企画、広報・環境のワーキンググループを設置して、課題ごとに機動的な検討を実施してきました。

・ 地方公共団体との意見交換

国勢調査の実施において、調査の実施を担う地方公共団体の役割は大きいことから、令和 7 年国勢調査の実施計画案作成に当たっては、令和 4 年から令和 6 年にかけて、多くの都道府県や市区を訪問し、意見交換を実施してきました。

また、ブロック毎の幹事県や大都市を抱える都道府県、政令指定都市を対象に「国勢調査実務検討会」を開催し、試験調査の実施状況を報告するとともに、本調査の実施計画案や集計体系・集計スケジュール案などについて意見交換をしながら、実施計画案のとりまとめを行ってきました。

・ 試験調査による実地の検証

令和 7 年国勢調査の実施に当たり、諸課題を実地に検証するため、試験調査を 3 回行いました。

- ・ 第 1 次試験調査（令和 4 年 6 月）
- ・ 第 2 次試験調査（令和 5 年 6 月）
- ・ 第 3 次試験調査（令和 6 年 6 月）

なお、第 3 次試験調査は、本調査を想定して、全ての都道府県において実施しました。

- ・ **統計委員会への諮問及び答申**

令和7年国勢調査の実施計画に関しては、令和6年6月に総務大臣が統計委員会委員長に対し、その実施計画案となる「国勢調査の変更について」（諮問第185号）を諮問し、4回の部会審議等を経て、同年10月に実施計画は妥当であるとした答申を得ました。

- ・ **「協力者会議」及び「各府省連絡会議」などによる協力依頼**

国勢調査を円滑に実施するためには、調査を実施する上で対応が必要となる関係団体や、各分野を所管する府省の協力を得ることが必要となります。令和7年国勢調査では、「令和7年国勢調査協力者会議」及び「令和7年国勢調査各府省連絡会議」を開催し、関係団体や各府省に調査実施の支援を依頼しました。

また、企業や団体と連携し、生活空間における調査周知を推進しました。

- ・ **国勢調査令等の改正**

上記のような有識者による検討会の提言や地方公共団体の意見を踏まえた検討、試験調査による実地の検証を重ね、また統計委員会の答申も踏まえ、国勢調査令（昭和55年4月15日政令第98号）及び国勢調査施行規則（昭和55年4月15日総理府令第21号）の改正を行いました。

～令和7年国勢調査実施本部の立ち上げ～

令和7年国勢調査の円滑かつ確実な実施に取り組むため、令和6年10月25日に総務大臣を本部長とする「令和7年国勢調査実施本部」を立ち上げました。



統計局長に令和7年国勢調査実施本部の看板を手渡す村上総務大臣

はじまります! 国勢調査

インターネット回答で
かんたん便利に!

調査期日
2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusel2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

令和7年国勢調査ガイドブック

編集・発行

総務省統計局